

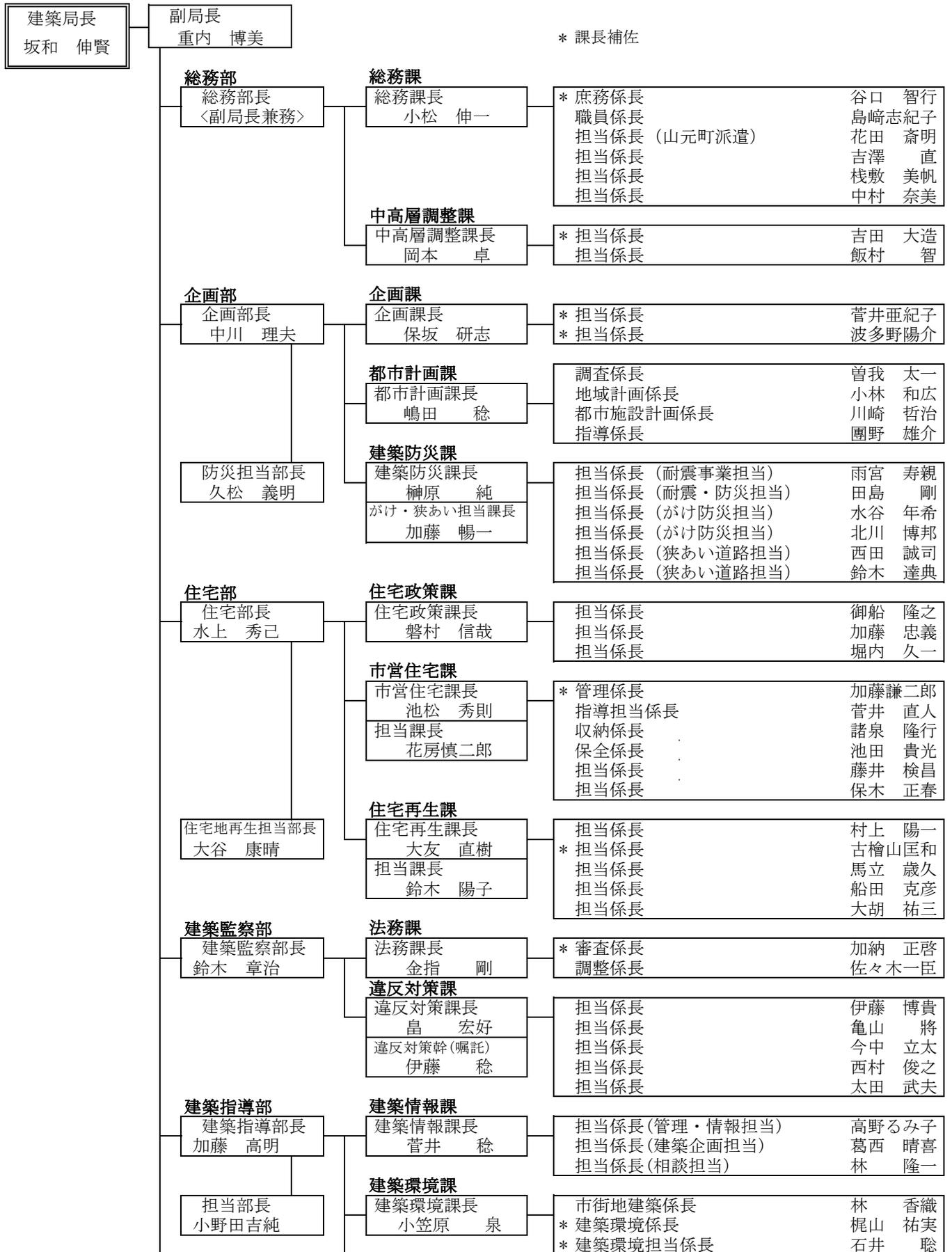
機 構 及 び 事 務 分 担

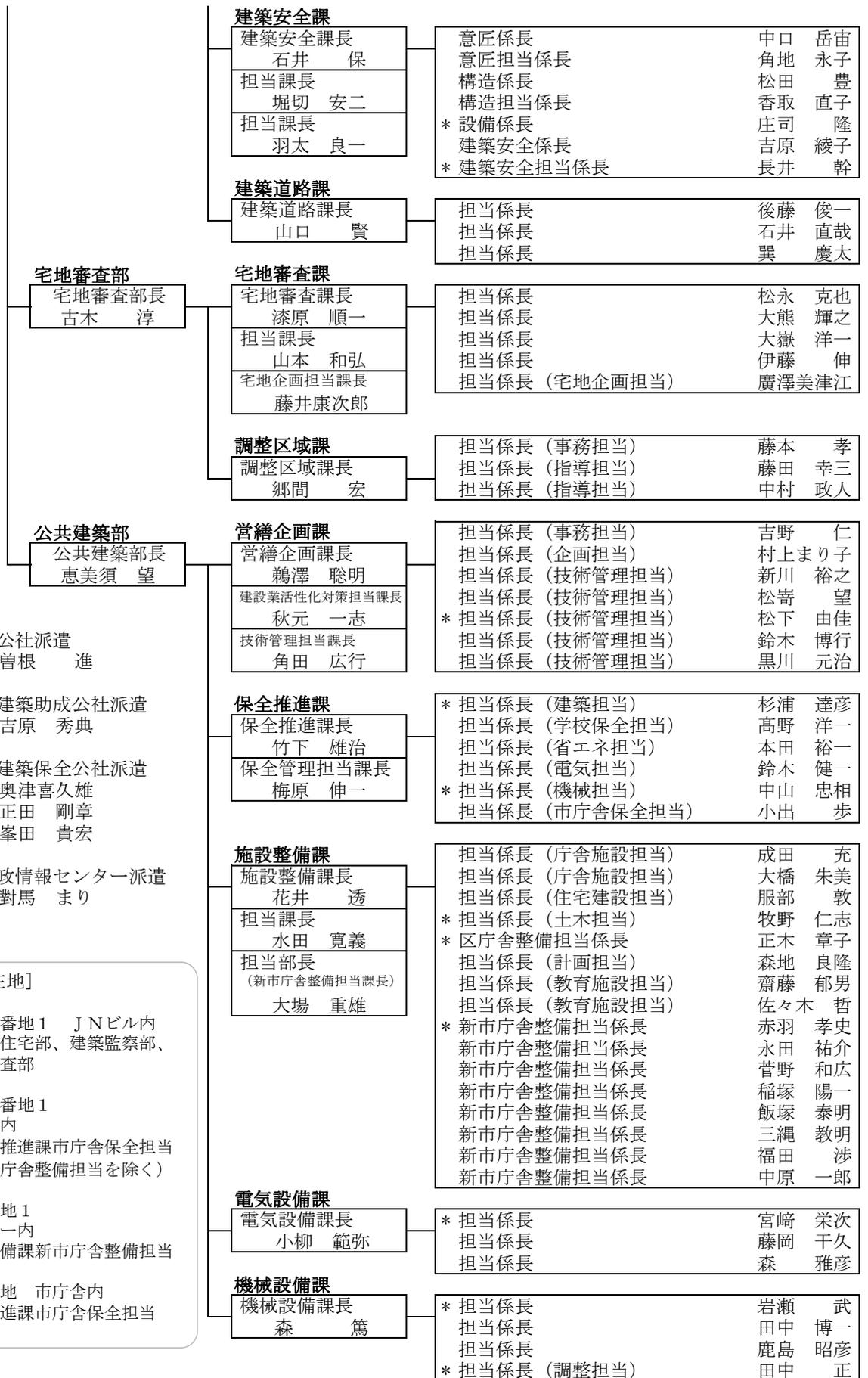
- 1 機構図及び管理職一覧表 1～2頁
- 2 課・係事務分担 3～12頁

建 築 局

1 機構図及び管理職一覧表

(平成28年5月19日現在)





横浜市住宅供給公社派遣
 担当課長 曾根 進

(公財) 横浜市建築助成公社派遣
 担当課長 吉原 秀典

(公財) 横浜市建築保全公社派遣
 担当課長 奥津喜久雄
 担当係長 正田 剛章
 担当係長 峯田 貴宏

(一財) 建築行政情報センター派遣
 担当課長 對馬 まり

[建築局 事務所所在地]

- ・ 中区相生町3丁目56番地1 JNビル内
 総務部、企画部、住宅部、建築監察部、
 建築指導部、宅地審査部
- ・ 中区住吉町4丁目45番地1
 関内トーセイビルⅡ内
 公共建築部 (保全推進課市庁舎保全担当
 及び施設整備課新市庁舎整備担当を除く)
- ・ 中区本町6丁目50番地1
 横浜アイランドタワー内
 公共建築部施設整備課新市庁舎整備担当
- ・ 中区港町1丁目1番地 市庁舎内
 公共建築部保全推進課市庁舎保全担当

2 課・係事務分担

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局内の予算及び決算に関すること。
- 4 局内の予算執行の調整に関すること。
- 5 局内の物品の出納保管に関すること。
- 6 局内の災害対策に係る調整に関すること。
- 7 他の部、課、係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局内の人事及び組織に関すること。
- 2 局所属職員の勤務条件及び給与に関すること。
- 3 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 4 局所属職員の衛生管理に関すること。
- 5 局所属職員の研修計画及び実施に関すること。
- 6 その他局所属職員の労務に関すること。

中高層調整課

- 1 中高層建築物等(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第2条第2項第7号に規定する中高層建築物等をいう。)の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 2 開発事業調整条例第2条第2号イに規定する大規模な共同住宅の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 3 中高層建築物等の建築及び開発事業(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第2条第2項第10号に規定する開発事業をいう。)に伴い生ずる住環境に及ぼす影響に係る紛争の解決のためのあっせん等に関すること。
- 4 横浜市建築・開発紛争調停委員会に関すること。

企画部

企画課

- 1 土地利用制度、都市計画、建築及び住宅に関する重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 部内他の課の主管に属しないこと。

都市計画課

調査係

- 1 都市計画の決定手続及び都市計画事業の認可手続に関する事。
- 2 都市計画に係る調査及び広報に関する事。
- 3 都市計画法第 55 条に基づく事業予定地の指定に関する事。
- 4 都市計画に係る図書の縦覧に関する事(指導係の主管に属するものを除く。)
- 5 横浜市都市計画審議会に関する事。
- 6 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 18 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の意見書に関する事。
- 7 航空写真の複製の承認に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

地域計画係

- 1 区域区分、地域地区及び促進区域に係る調整及び指定に関する事。
- 2 都市施設計画の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 3 都市計画事業の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 4 都市計画法に基づく開発行為に伴う土地利用計画の調整に関する事。
- 5 都市計画法の規定に基づく基礎調査に関する事。
- 6 地形図等の作成及び管理に関する事。

都市施設計画係

- 1 都市施設計画の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 2 都市計画事業の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 3 都市計画法に基づく開発行為に伴う都市計画施設の調整に関する事。

指導係

- 1 都市計画施設の区域内における建築の許可及び指導に関する事。
- 2 都市計画事業(市街地開発事業を除く。)地内における建築行為等の制限に関する事。
- 3 都市計画に係る決定事項の図書の縦覧及び証明に関する事。
- 4 首都圏整備法(昭和 31 年法律第 83 号)に基づく既成市街地に係る証明に関する事。

建築防災課

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)に基づく木造住宅、マンション及び特定建築物の耐震改修の促進に関する事(建築指導部建築安全課の主管に属するものを除く。)
- 2 建築物の防災に関する事(建築指導部建築安全課の分掌事務第 5 号から第 7 号までに係るものを除く。)
- 3 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関する事。
- 4 崖等の崩壊後の二次災害防止のための応急資材の補充及び応急対策の工事に関する事(道路、公園等の公共施設の管理者(以下「公共施設管理者」という。)の主管に属するものを除く。次号及び第 6 号において同じ。)
- 5 崩壊のおそれのある崖等の防災指導及び防災対策に関する事。
- 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事。
- 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律

- 第 57 号) に基づく警戒避難体制の整備等に関すること。
- 8 宅地の耐震化に係る調査、周知及び対策工事に関すること（宅地審査部宅地審査課の
主管に属するものを除く。）。
 - 9 狭あい道路の整備に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに横浜市狭あい道路の整備
の促進に関する条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 19 号）に基づく事業及び整備促進路
線の指定に関すること（都市整備局防災まちづくり推進室及び区役所土木事務所の主
管に属するものを除く。次号において同じ。）。
 - 10 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路及びこれに準ずる道路の
拡幅整備に係る調整に関すること。

住 宅 部

住宅政策課

- 1 住宅施策の立案及び調整に関すること（企画部企画課の主管に属するものを除く。）。
- 2 住宅の供給計画に関すること。
- 3 横浜市住宅政策審議会に関すること。
- 4 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会に関すること。
- 5 民間住宅に関すること（住宅再生課及び企画部建築防災課の主管に属するものを除く。）。
- 6 優良賃貸住宅の事業計画及び制度の運用に関すること。
- 7 住宅宅地関連公共施設等の整備に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- 8 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社との住宅建設協議に関すること。
- 9 公益財団法人横浜市建築助成公社及び横浜市住宅供給公社に関すること。
- 10 株式会社日本住情報交流センターとの連絡調整に関すること。
- 11 部内他の課の主管に属しないこと。

市営住宅課

管理係

- 1 市営住宅入居者の募集に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の入退居に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の管理人に関すること。
- 4 横浜市営住宅入居者選考審議会に関すること。
- 5 市営住宅及び改良住宅の入居者の管理に関すること。
- 6 市営住宅入居者の高額所得者等に対する明渡請求及び訴訟に関すること。
- 7 他の係の主管に属しないこと。

収納係

- 1 市営住宅及び改良住宅の使用料等の決定に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の使用料等の徴収及び徴収猶予に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の使用料等の減免及び滞納整理に関すること。

保全係

- 1 市営住宅の事業計画に関すること。
- 2 市営住宅の整備に関すること（公共建築部の主管に属するものを除く。）。

- 3 改良住宅の整備に関すること(公共建築部及び都市整備局防災まちづくり推進室の主管に属するものを除く。)
- 4 市営住宅(旧市営住宅を含む。)及び改良住宅に係る土地及び建物の管理及び処分に関すること。
- 5 市営住宅に係る共同施設及び改良住宅に係る地区施設(保育所を除く。)の管理及び処分に関すること。
- 6 市営住宅及び改良住宅の増築、模様替等の承認等に関すること。

住宅再生課

- 1 持続可能な住宅地の整備に関すること。
- 2 団地の再整備の支援に関すること(企画部企画課の主管に属するものを除く。)

建築監察部

法務課

審査係

- 1 横浜市建築審査会に関すること。
- 2 横浜市開発審査会に関すること。
- 3 部内他の課、係の主管に属しないこと。

調整係

- 1 不服申立て、訴訟等に係る局内の総括に関すること(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)
- 2 紛争に発展するおそれのある事件(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)についての局内の総括に関すること。

違反对策課

- 1 建築基準法令の違反是正指導及び措置に関すること(建築指導部建築安全課の主管に属するものを除く。)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)第 15 条に基づく違反是正指導及び措置に関すること。
- 3 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和 39 年法律第 160 号)に基づく住宅地造成事業及び宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく宅地造成工事の違反是正指導及び措置に関すること(宅地審査部の主管に属するものを除く。)
- 4 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る調査、違反是正指導及び措置に関すること(宅地審査部調整区域課の分掌事務第7号に係るものを除く。)
- 5 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成 16 年 3 月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。)第8条から第 10 条までの規定に基づく斜面地開発行為に関する違反是正指導及び措置に関すること。
- 6 横浜市風致地区条例(昭和 45 年6月横浜市条例第 35 号。以下「風致条例」という。)の違

反是正指導及び措置に関すること(建築指導部建築環境課の主管に属するものを除く。)

- 7 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令(建築指導部建築安全課の主管に属するものを除く。)並びに都市計画法第81条第1項及び宅地造成等規制法第14条第4項に基づく緊急工事施行停止命令(宅地審査部の主管に属するものを除く。)に関すること。

建 築 指 導 部

建築情報課

- 1 建築関係法令事務に係る条例、規則等の立案及び解釈に関すること(企画部企画課及び都市計画課の主管に属するものを除く。)
- 2 建築関係法令事務等の連絡調整等に関すること。
- 3 地域地区指定の協議及び災害危険区域の指定に関すること。
- 4 壁面線に関すること。
- 5 建築協定の認可に関すること。
- 6 風致地区に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに都市計画決定のための原案作成に関すること。
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)に係る条例、規則等の立案及び解釈に関すること。
- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に係る条例、規則等の立案及び解釈に関すること。
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に係る条例、規則等の立案及び解釈に関すること。
- 10 建築及び開発に係る情報提供及び相談に関すること。
- 11 建築、開発行為等(都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事をいう。以下同じ。)及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告に関すること。
- 12 建築基準法第93条の2に基づく書類の閲覧に関すること。
- 13 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること(都市整備局企画部企画課及び市街地整備部市街地整備調整課の主管に属するものを除く。)
- 14 開発登録簿の閲覧及びその写しの交付に関すること。
- 15 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく特定民間再開発事業であること及び地区外転出事情があること並びに特定の民間再開発事業であることについての認定に関すること。
- 16 租税特別措置法施行令第41条による証明(中古住宅に係る証明を除く。)に関すること。
- 17 開発事業計画書の縦覧及び台帳の閲覧に関すること。
- 18 建築確認申請台帳の記載事項証明に関すること。
- 19 部内他の課の主管に属しないこと。

建築環境課

市街地建築係

- 1 建築関係法令に基づく建築物の許可及びこれに伴う聴聞会並びに同関係法令に基づく建築物の認定に関すること(建築安全課及び建築道路課の主管に属するものを除く。)
- 2 他の系の主管に属しないこと。

建築環境係

- 1 バリアフリー法に基づく認定に関すること。
- 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく届出の審査及び調査に関すること。
- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)に基づく認定等に関すること。
- 4 低炭素法第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。
- 5 風致条例に基づく行為の許可及び指導、違反に係る調査、初期指導及び報告並びに風致地区に関する条例、規則等の運用に関すること。
- 6 横浜市福祉のまちづくり条例(平成24年12月横浜市条例第90号)に基づく建築物の審査、指導及び検査に関すること。
- 7 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく建築物環境配慮計画等に関すること。

建築安全課

意匠係

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に掲げる建築物の確認、指導、審査及び検査に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 2 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可に関すること。
- 3 建築基準法第18条第3項(バリアフリー法第17条第6項又は長期優良住宅法第6条第4項により準用される場合を含む。)による審査及び交付並びに同条第15項及び第18項による検査並びに同条第16項及び第19項による交付に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 4 建築基準法第7条の6第1項ただし書又は法第18条第22項ただし書の規定に基づく仮使用の承認に関すること。
- 5 バリアフリー法第14条第4項に規定する建築基準関係規定の審査及び検査に関すること(設備係の主管に属するものを除く。)
- 6 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条に基づく同意に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 7 横浜市駐車場条例(昭和38年10月横浜市条例第33号)に基づき建築物に附置されるべき駐車場の審査及び指導に関すること。
- 8 地下室マンション条例第4条の規定に基づく斜面地開発行為における建築物の延べ面積の判定に関すること。
- 9 高層建築物等に係る防災計画の指導に関すること(設備係の主管に属するものを除く。)
- 10 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る工事の審査に関すること(構造係の主管に属するものを除く。)
- 11 指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告の審査に関すること(設備係の主管に属するものを除く。)

- 12 建築関係法令又はこれに基づく命令に違反する建築物の調査及び報告に関すること(宅地審査部の主管に属するものを除く。)
- 13 建築基準法第9条第7項及び第10項の規定に基づく命令に関すること(建築監察部違反対策課において行っている同条第7項及び第10項に基づく命令に関することに係るものを除く。)
- 14 横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車場に係る違反建築物の調査及び報告に関すること。
- 15 課内他の係の主管に属しないこと。

構造係

- 1 建築基準法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物(構造計算によって安全性を確かめるものに限る。)の構造耐力の審査、指導及び中間検査に関すること。
- 2 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物(昇降機及び遊戯施設等並びに擁壁を除く。)の確認、指導、審査及び検査に関すること。
- 3 建築基準法第18条第3項(バリアフリー法第17条第6項又は長期優良住宅法第6条第4項により準用される場合を含む。)による構造耐力の審査に関すること。
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく同意に関すること(構造耐力の審査に関するものに限る。)
- 5 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る工事の審査に関すること(構造耐力の審査に関するものに限る。)
- 6 保安上危険な建築物(工事現場における災害防止に限る。)に対する調査及び措置に関すること。

設備係

- 1 建築基準法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物の建築設備の指導及び審査に関すること。
- 2 建築基準法第87条の2に規定する建築設備の確認、指導、審査及び検査に関すること。
- 3 建築基準法第88条第1項に規定する昇降機及び遊戯施設等の確認、指導、審査及び検査に関すること。
- 4 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物の建築設備に対する調査及び措置に関すること。
- 5 建築基準法第12条第3項に基づく定期報告に関すること。
- 6 指定確認検査機関が行った建築確認のうち昇降機等の構造等に関する報告の審査に関すること。
- 7 高層建築物等に係る防災計画の指導に関すること(建築設備に関するものに限る。)
- 8 建築基準法第18条第3項(バリアフリー法第17条第6項又は長期優良住宅法第6条第4項により準用される場合を含む。)による審査に関すること(建築設備に関するものに限る。)
- 9 バリアフリー法第14条第4項に規定する建築基準関係規定の審査に関すること(建築設備に関するものに限る。)
- 10 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく同意に関すること(設備審査に関するものに限る。)

建築安全係

- 1 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物に対する調査及び措置に関すること(構造

- 係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 2 既存建築物の防火避難の指導に関する事。
 - 3 建築基準法第 12 条第1項に基づく定期報告に関する事。
 - 4 指定確認検査機関との連絡調整に関する事。
 - 5 建築基準法第6条の2第 11 項の通知に関する事。
 - 6 建築基準法第 77 条の 31 第2項に基づく指定確認検査機関への立入検査等に関する事。
 - 7 建築基準法第 77 条の 32 に基づく照会及び指示に関する事。

建築道路課

- 1 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定等に関する事(宅地審査部の主管に属するものを除く。)
- 2 建築基準法第 43 条第 1 項に基づく許可に関する事。
- 3 その他建築基準法に基づく道路に関する判定及び調整に関する事(企画部建築防災課の主管に属するものを除く。)
- 4 横浜市建築基準条例(昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号)第 56 条の 4 の申請に係る道路の変更又は廃止に関する事。

宅 地 審 査 部

宅地審査課

- 1 開発行為等及び開発事業調整条例に係る調査に関する事(公共施設管理者の主管に属するものを除く。)
- 2 宅地開発指導に係る企画、立案及び制度に係る調整に関する事(企画部企画課の主管に属するものを除く。)
- 3 開発行為等に係る条例、規則等の立案及び解釈に関する事。
- 4 開発行為等の技術基準の策定及び調整に関する事。
- 5 開発事業調整条例(第 3 章を除く。以下この部において同じ。)の立案及び解釈に関する事。
- 6 開発事業調整条例の技術基準の策定及び調整に関する事。
- 7 開発行為等の未完結事業の処理に関する事。
- 8 開発行為等及び開発事業調整条例に係る事務の建築指導部との連絡調整に関する事。
- 9 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等に関する事。
- 10 宅地の耐震化に係る調査及び調整に関する事(企画部建築防災課の主管に属するものを除く。)
- 11 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和 63 年法律第 47 号)に関する事。
- 12 都市農地の計画的宅地化に関する事。
- 13 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会に関する事。
- 14 市街化区域における開発事業(開発事業調整条例第 2 条第 2 号に規定する開発事業(開発事業調整条例第3条各号に掲げる開発事業を除く。)をいう。以下同じ。)の手續に係る調整に関する事(総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。)

- 15 市街化区域における開発行為等の許可、検査及び指導に関すること(都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号から第 14 号までに係るもの及び公共施設管理者が実施するものを除く。)
- 16 市街化区域における都市計画法第 29 条ただし書の適用に関すること。
- 17 市街化区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第 2 号に係るものを除く。)
- 18 市街化区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導(緊急工事施行停止命令を含む。)及び報告に関すること。
- 19 市街化区域における地下室マンション条例第 8 条から第 10 条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関すること。
- 20 市街化区域における建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定に関すること。
- 21 市街化区域における建築基準法第 88 条第 1 項の工作物(擁壁に限る。)の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関すること。
- 22 部内他の課の主管に属しないこと。

調整区域課

- 1 市街化調整区域における開発事業の手續に係る調整に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第 2 号に係るものを除く。)
- 2 開発行為等の許可、検査及び指導に関すること(宅地審査課の主管に属するもの及び公共施設管理者が実施するものを除く。)
- 3 市街化調整区域における都市計画法第 29 条ただし書の適用に関すること。
- 4 都市計画法第 41 条から第 43 条までの許可及び協議に関すること。
- 5 市街化調整区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第 2 号に係るものを除く。)
- 6 市街化調整区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導(緊急工事施行停止命令を含む。)及び報告に関すること。
- 7 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る報告に関すること(調査及び違反是正指導を除く。)
- 8 市街化調整区域における地下室マンション条例第 8 条から第 10 条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関すること。
- 9 市街化調整区域における建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定に関すること。
- 10 市街化調整区域における建築基準法第 88 条第 1 項の工作物(擁壁に限る。)の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関すること。
- 11 開発登録簿の調製に関すること。
- 12 都市計画法等に基づく設計者の資格の登録に関すること。
- 13 都市計画法第 45 条の承認に関すること。
- 14 開発行為等の工事完了公告及び建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定の公告に関すること。

公 共 建 築 部

営繕企画課

- 1 庁舎及び住宅、学校その他の公の施設(資源循環局、港湾局、水道局及び交通局の主管に属するものを除く。以下この項中「庁舎等」という。)に係る工事の企画及び総合調整に関すること。
- 2 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(以下この部中「建築工事等」という。)に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
- 3 建築工事等に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 4 建築工事等に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 5 庁舎等に係る技術上の調査に係る総合調整に関すること。
- 6 公益財団法人横浜市建築保全公社との連絡調整に関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

保全推進課

- 1 庁舎等の保全計画に係る総合調整に関すること。
- 2 庁舎等(住宅を除く。)の保全計画並びに保全の調査及び対策に関すること。
- 3 庁舎等の省エネルギーの推進に関すること。
- 4 庁舎等の設備管理等に係る総合調整に関すること。
- 5 横浜市電気工作物保安規程(昭和48年8月達第33号)に関すること(経済局、環境創造局、資源循環局、道路局及び港湾局の主管に属するものを除く。)及び建築局長が指定する施設の設備管理に関すること。
- 6 市庁舎の設備の維持管理並びにこれに伴う小規模修繕工事等の設計及び施行に関すること。

施設整備課

- 1 庁舎等の建設工事に関すること。
- 2 庁舎等に係る土木工事に関すること。
- 3 学校の建設等に係る調整に関すること(教育委員会事務局施設部教育施設課営繕係の分掌事務第1号に係るものを除く。)

電気設備課

- 1 庁舎等の電気設備工事に関すること(保全推進課及び住宅部市営住宅課の主管に属するものを除く。)

機械設備課

- 1 庁舎等の機械設備工事に関すること(保全推進課及び住宅部市営住宅課の主管に属するものを除く。)

平成28年度

事業概要

建築局

平成28年度 建築局事業概要 目次

◇ 平成28年度 建築局事業の全体像（運営方針）	
・ 基本目標	----- 2
・ 目標達成に向けた組織運営	
・ 目標達成に向けた施策	
・ 主な事業	----- 3
◇ 平成28年度 建築局予算総括表	----- 20
1 建築行政総務費	----- 21
2 都市計画調査費	----- 31
3 公共建築物長寿命化対策費	----- 32
4 工事監理費	----- 33
5 市営住宅管理費	----- 33
6 市営住宅整備費	----- 34
7 優良賃貸住宅事業費	----- 34
8 住宅施策推進費	----- 35
9 建築助成公社損失補償	----- 37

平成 28 年度 建築局事業の全体像(運営方針)

基本目標

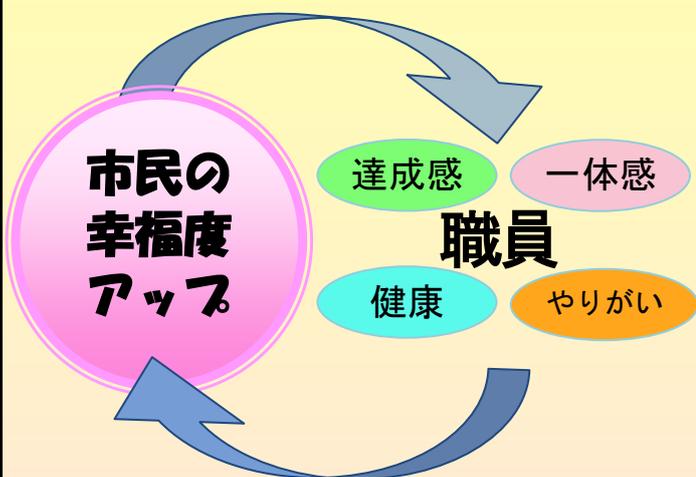
確かな技術力による、安全・安心で環境に優しいまちづくりを進め、
市民の幸福度を高めます!!
 ~ 変わりゆく時代に、変わらない信念を。 ~

■ 目標達成に向けた組織運営

現状と将来の課題を見据え、



**局一丸となって
チーム力発揮!!**



組織力向上

- 建築局人材育成ビジョンに基づき職員一人ひとりに応じたキャリアデザイン支援を行い、組織全体の力を高めます。

課題解決

- 局内横断的な課題や将来の課題を先取りし、局全体で議論、解決策・方向性を見出す「建築局未来プロジェクト」を推進します。

公民連携

- 目標達成に向けた施策を実現するため、企業やNPO等との公民連携を積極的に進めます。

■ 目標達成に向けた施策

< 3つの基本施策 >

1. 災害に強い安全なまちづくりの着実な推進

人命を守ることが最大の責務と認識し、大地震や風水害による被害の軽減に全力で取り組みます!!

- (1) 耐震対策等の推進
- (2) 総合的ながけ地防災対策の推進
- (3) 的確な建築・宅地指導行政の推進



2. 安心して豊かな住生活の実現・団地再生の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます!!

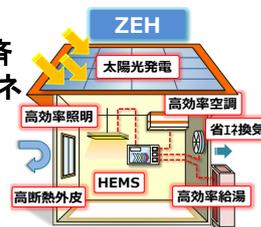
- (1) 団地を核とした郊外住宅地の再生・活性化
- (2) 多様なニーズに対応した住宅施策の推進
- (3) 空家対策の推進
- (4) 戦略的な土地利用誘導の実施



3. 環境と健康に配慮した建築物の普及

温暖化対策に加え、健康と経済の視点を持って建築物の省エネルギー化を推進します!!

- (1) 住宅の省エネルギー化の推進
- (2) 公共建築物の省エネルギー化等の推進



見据えた対応
将来を

★職員の人材育成

- ・OJTを通じた能力開発
- ・専門的な知識や技術力を高める各種研修の実施
- ・達成感や成長を実感できるサポート制度等の充実

★局未来7プロジェクト

- < 28年度検討テーマ >
- ・災害時の重要道路沿道の建築物の耐震改修・建替え促進策の検討
 - ・空家活用を含めた郊外戸建住宅地の再生

★中期4か年計画 2014~2017

3つの基本施策と未来のまちづくり戦略を連動させ、各事業を着実に推進します。

★新市庁舎・区庁舎整備

環境や安全に配慮し、市民に親しみ愛される新市庁舎や区庁舎の整備を進めます。

主な事業

1 災害に強い安全なまちづくりの着実な推進

◎は新規事業又は拡充事業
《》内の数値は予算額による予定数

(1) 耐震対策等の推進

○ 特定建築物の耐震化 [P23] 6億5,079万円 (27年度 7億299万円)

旧耐震基準で建築された特定建築物※の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修費の補助や、様々な機会を活用した耐震化の啓発等を行います。

また、法律で義務付けられた耐震診断を着実に進めるため、所有者を直接訪問し、耐震化に関する不安の解消や補助申請の手続きの支援などを行う「耐震診断サポート事業」を実施します。さらに耐震性がある建築物に認定証を交付し、表示する制度の運用を開始します。

※ 多数の者が利用する建築物や災害時の主要道路沿道の建築物等

- ・ 特定建築物耐震改修等事業 6億3,660万円
《耐震診断：219件 耐震設計：6件 耐震改修：3件》



耐震改修事例（ブレース設置工事）
（株）ケー・アール建築研究所 提供

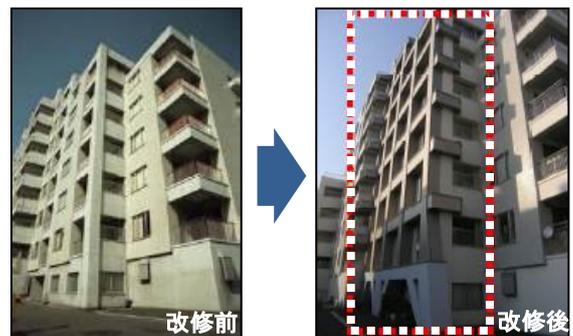
○ 木造住宅・マンションの耐震化 [P21, 22] 11億5,454万円 (27年度 13億6,347万円)

旧耐震基準で建築された木造住宅・マンションの耐震化を推進するため、耐震診断への支援や耐震改修費の補助等を行います。

特に沿道の耐震診断が義務化されたマンションについては、管理組合の合意形成や耐震診断の手続きを支援しながら、耐震化を促進します。

木造住宅の耐震改修が困難な方に対して、比較的簡易で安価な防災ベッド等の設置費用の補助を行います。

- ・ 木造住宅耐震事業 5億7,418万円
《耐震診断：250件 耐震改修：285件》
- ・ マンション耐震事業 5億6,472万円
《本診断：79件 耐震設計：4件
耐震改修工事7件》
- ・ 防災ベッド等設置推進事業 650万円 《25件》



マンション耐震改修事例
（バルコニー外側に耐震フレームを新設）
『マンション耐震化マニュアル』より掲載
（発行：（一財）日本建築防災協会）

◎ 狭あい道路の拡幅整備 [P24]

8億9,842万円 (27年度 8億3,440万円)

狭あい道路のうち条例で指定した整備促進路線において、塀の除去、移設等の費用助成や後退部分の舗装を行います。

防災、利便性の観点から優先的に整備を行うべき路線を選定し、交差点間の一体的な整備や隣地と併せた整備を働きかけるなど、効果的な事業の推進に取り組めます。

また、整備促進路線以外でも個人住宅を対象にした費用助成等を行います。



狭あい道路拡幅整備工事

・整備予定距離：8.6km

○ 災害時対応住宅施策事業 [P36]

700万円 (27年度 1,500万円)

大規模地震等が発生した場合に応急仮設住宅の供給を速やかに行うため、建設候補地のデータベースの更新・拡充を図ります。

また、震災復興期における住まいの復興を想定した、具体的な実務マニュアルを整備します。

(2) 総合的ながけ地防災対策の推進

◎ がけ地の防災対策の強化〔P24〕 7億5,714万円(27年度 6億5,314万円)

がけ地の総合的な対策である「がけ地現地調査」、「防災・減災対策工事に対する助成金制度」、「市民相談対応体制の充実」、「がけ地の改善に向けた技術的な支援」、「がけ崩れ発生時の応急措置」に取り組むことで、防災対策を強化していきます。

土砂災害警戒区域内にある約9,800箇所のがけ地を対象に、27年1月から「がけ地現地調査」を専門家と連携して進めており、28年度は約4,100箇所の調査を行います。

さらに、神奈川県と連携した急傾斜地崩壊対策事業により、がけ地の改善を促進していきます。

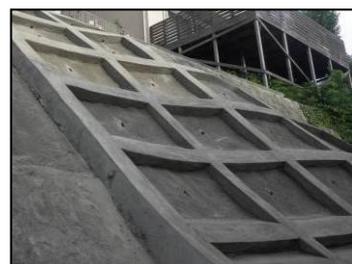
- ・ がけ地防災対策事業 5億 546万円
《がけ地現地調査：約4,100箇所 防災対策工事助成：25件
減災対策工事助成：40件》
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 2億5,168万円



がけ地現地調査



防災助成金制度の利用例



減災助成金制度の利用例

○ 大規模盛土造成地の耐震化の推進〔P26〕 1,038万円(27年度 3,991万円)

横浜市内約3,600箇所の大規模盛土造成地について、27年度までの検討を踏まえ大地震に備え優先的に詳細調査を要する造成地を選定します。

その結果を受け、対象造成地の土地所有者等に対して調査の目的や方法、事業の概要などについて説明を行います。また、今後の対応方針などについて検討します。

- ・ 宅地造成状況調査費 404万円
- ・ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 634万円

(3) 的確な建築・宅地指導行政の推進

◎ 建築指導行政運営費〔P27〕 1億2,739万円(27年度 1億2,001万円)

建築確認申請等の審査・検査を行うとともに、建築基準法上の道路判定、指定確認検査機関の指導、建築・宅地に係る相談等の業務を行います。

また、社会ニーズ等の変化に伴い、条例の見直しなどについて検討します。

○ 宅地指導行政運営費〔P27〕 2,109万円(27年度 2,196万円)

安全で良質な市街地の形成のため、開発・宅地造成工事の許可申請や市街化調整区域内の建築等の許可申請の審査等を行います。

また、宅地開発の許可業務を円滑に行うための企画・立案等を行います。

○ 違反是正指導の推進〔P27〕 4,690万円(27年度 5,007万円)

建築関係法令の違反に対し、是正指導の進捗管理の徹底や現場状況等の的確な把握により、継続的かつ計画的な指導を進めます。

また、危険性や悪質性の高い案件に対しては、法令に基づく命令処分を積極的に運用します。さらに緊急性の高い案件の場合は行政代執行も視野に入れるなど、処分重視型の違反对策の推進とともに、違反の未然防止に向けた地域連携の取組など、違反对策に総合的に取組みます。

◎ 特殊建築物等の定期報告業務〔P27〕 2,730万円(27年度 2,300万円)

不特定多数の方が利用する建築物、建築設備等について、建築基準法第12条に基づく定期報告制度により、施設の所有者又は管理者からその状況や調査・点検の報告を求めることで、既存建築物の適切な維持管理を促し安全性の向上を図ります。

また、法令改正(平成28年6月施行)に伴い、報告の対象となる施設を拡充する等、制度を効果的に活用し、より一層の安全確保を推進します。

○ 中高層建築物等に係る専門家助言制度〔P28〕 130万円(27年度 182万円)

中高層建築物等の建築に伴う紛争の未然防止や自主的・円満な解決を目指します。

24年度から開始した「専門家助言制度」を引き続き実施し、周辺住民の方と建築主の方の相互理解に基づいた話し合いが促進されるよう支援します。

○ 建築開発法務支援事業 [P28]

120 万円 (27 年度

121 万円)

違反建築への対応強化などの建築・宅地指導行政の執行において、弁護士の助言や職員による法的支援により、訴訟等の法的紛争に発展するおそれのある問題を適切に解決し、紛争の未然防止を図ります。

また、実務に即した法務研修を行い、職員の法務能力の向上を図ることにより、市民の安全・安心を守る建築・宅地指導行政をより適切に推進します。



職員向け集合研修



テーマ別グループ研修

◎ 建設関連産業活性化支援事業 [P28]

225 万円 (27 年度

199 万円)

市内建設関連事業者の本業強化等の取組を支援し、活性化に繋げるため、経営等各分野の専門家を、建設関連団体や建設関連企業に派遣します。

また、高齢化の進展とともに技術の継承や経営の存続性などの面で課題を有する建設業界の若年者雇用の促進を図るため、雇用スキル向上セミナーや建設産業合同就職面接会を開催します。



人材育成セミナー

- ・ 専門家（アドバイザー）派遣

125 万円 《団体派遣：15 件 企業派遣：25 件》

- ・ 若年者雇用対策

100 万円



合同就職説明会

コラム1 がけ地現地調査の実施（がけ地の防災対策の強化）

横浜市域には、がけ地や斜面地に人口集中地区が多く存在しています。そのため、横浜市では「がけ地現地調査」「助成金制度による支援」「相談事業の充実」などの防災・減災の視点に立った取組を展開し、総合的ながけ地の対策を強力に推進しています。

「がけ地現地調査」は、27年1月から市内の土砂災害警戒区域内に存在する約9,800箇所のがけ地を対象に専門家と連携して実施しており、29年度の完了に向けて順次調査を進めています。

この調査により、個々のがけ地の状況を把握し客観的に分析することができるため、がけ地の所有者に対して、部分的な改善も含めた適切なアドバイスなどを実施することが可能になります。

がけ地現地調査 【27年1月～29年度（予定）】

- **調査対象となるがけ地**
 - ・ 市内の土砂災害警戒区域の中に存在する約9,800箇所のがけ地
- **調査内容**
 - ・ がけや擁壁の形状・状況
 - ・ がけ地に近接する建築物の有無
 - ・ がけ地と建築物の離隔 等⇒ 調査結果やがけ崩れが発生した場合の影響度などを記載した「がけ地カルテ」を作成



調査実施状況

調査結果（がけ地カルテ）の活用

- **迅速かつ的確な避難勧告の発令**
 - ・ 大雨などの際、速やかに避難勧告を発令する対象区域を選定
- **がけ地所有者への働きかけ**
 - ・ 調査結果をがけ地所有者へ丁寧に説明
 - ・ がけ地の改善に向けたアドバイス実施
 - ・ 本市の助成金制度などを活用した擁壁工事等による改善の促進 等



がけ地の改善事例



2 安心して豊かな住生活の実現・団地再生の推進

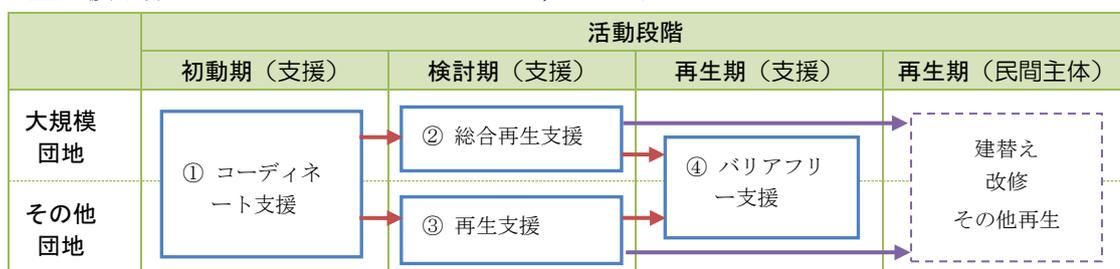
◎は新規事業又は拡充事業
《》内の数値は予算額による予定数

(1) 団地を核とした郊外住宅地の再生・活性化

◎ 大規模団地等の再生支援 [P35] 2,494 万円 (27年度 2,479 万円)

建築物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けて、初動期におけるコーディネーターの派遣(①)、関係者と連携した総合的な視点での大規模団地等への支援、管理組合への検討費の助成(②③)、共用部分のバリアフリー整備費の助成(④)など、団地の課題や取組に応じた住民主体の再生を支援します。

・団地再生支援事業 2,070 万円



また、マンションの適正な維持管理や改修・建替え等を支援するため、管理組合へのアドバイザーの派遣や、専門家と管理組合の交流会を各区で開催するなど、情報提供や相談対応を行います。

・マンション管理組合への支援等 424 万円

◎ 持続可能な住宅地モデルプロジェクト [P30] 4,596 万円 (27年度 4,000 万円)

多様な主体と連携し、超高齢化等、地域の課題解決に取り組む、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創り出します。

下記のモデル地区では、鉄道事業者やUR都市機構と連携し、子育て支援、多世代交流、地域エネルギー等の課題解決に向けた取組を進めるほか、住民参加型のモデル事業等を実施します。

- ・青葉区たまプラーザ駅北側地区 2,000 万円
- ・磯子区洋光台周辺地区 500 万円
- ・相鉄いずみ野線沿線地域 500 万円

また、十日市場町周辺地域では、市有地に誘導する機能やマネジメントの仕組み、地域との協働について、公募により選定した事業者と協働し事業を推進します。

・緑区十日市場町周辺地域 1,596 万円

(2) 多様なニーズに対応した住宅施策の推進

◎市営住宅の再生等に向けた検討〔P34, 35〕 1,985 万円 (27 年度 1,928 万円)

27 年度の住宅政策審議会の答申を受け、市営住宅の再生手法を検討し、今後の市営住宅の供給に関する基本的な考え方をまとめるとともに、横浜市公営住宅等長寿命化計画を見直します。

また、国の住宅政策の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、横浜市の住宅施策の基本的な計画である横浜市住生活基本計画の見直しに向けた検討を行います。

- ・市営住宅の再生手法の検討 500 万円
- ・公営住宅等長寿命化計画の見直し 300 万円
- ・住生活基本計画の見直しに向けた検討 1,185 万円

◎ 住まいの相談体制の充実〔P36〕 826 万円 (27 年度 778 万円)

市民の住宅に関する多様なニーズに対応し、身近な場所で相談が受けられるよう、民間事業者等の既存の相談窓口と連携して、一般建築、マンション管理に対する相談等を行います。

また、連帯保証人が確保できないことから入居が困難な高齢者等に対して、民間賃貸住宅への入居を支援します。

- ・住まいに関する相談・情報提供事業
(民間事業者等と連携した相談事業) 422 万円
- ・民間住宅あんしん入居事業 404 万円

<連携している住まいの相談窓口>



くらそラウンジ
(相鉄不動産販売株式会社)



東急電鉄住まいと暮らしのコンシェルジュ
(東急電鉄株式会社)



豊かなくらしと住まいのデザイン相談室
(神奈川県建築士事務所協会横浜支部)

○ 子育て世帯に対する住まいの支援 [P34, 35]

7億4,424万円 (27年度 8億5,384万円)

既存ストック等を活用した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の供給を進めるとともに、多世代が支え合うための近居に対応します。また、地域子育て応援マンションの認定及び普及啓発を行います。

- ・子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業 1億6,483万円
《認定戸数：125戸 管理戸数：407戸》
- ・地域子育て応援マンション認定事業 10万円《認定件数：2件》
- ・ヨコハマ・りぶいん事業 5億7,931万円《管理戸数：4,601戸》

◎ 高齢者等に対する住まいの支援 [P34, 35]

10億2,092万円 (27年度 10億1,207万円)

高齢者向け優良賃貸住宅の供給やサービス付き高齢者向け住宅の供給支援を行い、あわせて、他の世代や地域との交流が生まれる多世代型住宅の普及を促進します。

- ・高齢者向け優良賃貸住宅事業 10億1,823万円
《管理戸数：2,069戸》
- ・サービス付き高齢者向け住宅登録事業 269万円
《新規登録：30件》



高齢者向け優良賃貸住宅
(事業者より提供)

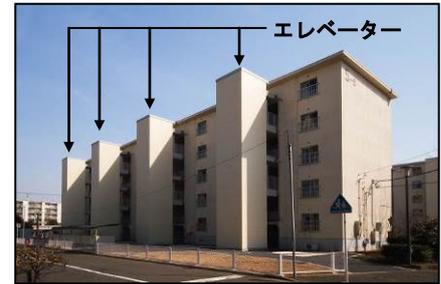
○ 市営住宅整備事業 [P34]

5 億 9,660 万円 (27 年度 16 億 4,000 万円)

昭和 40 年代に建設された大規模団地である市営ひかりが丘住宅において、高齢化対応として行っているエレベーター設置を引き続き行うとともに、更なる長寿命化や高齢化対策のための住戸内改善の実施設計を行います。

また、寿町総合労働福祉会館（市営寿町住宅と福祉施設等の複合施設）の耐震対策として、施設を共有する国・県や地域と調整しながら、再整備へ向けて実施設計及び解体工事を行います。

- ・市営ひかりが丘住宅エレベーター設置事業
3 億 3 万円 《130 戸》
- ・市営ひかりが丘住宅住戸内改善事業（設計）
3,248 万円 《220 戸》
- ・寿町総合労働福祉会館（市営寿町住宅）再整備
2 億 5,559 万円



エレベーターが設置された市営ひかりが丘住宅



寿町総合労働福祉会館再整備完成イメージ
(有)小泉アトリエ 提供

○ 市営住宅の計画修繕 [P33]

4 億 5,760 万円 (27 年度 5 億 1,774 万円)

市営住宅入居者が安全に、安心して生活できるよう、定期点検や劣化調査の結果を踏まえ、計画的に修繕を実施することにより、市営住宅の長寿命化とトータルコストの縮減を図ります。



改修前



改修後

屋上防水工事

(3) 空家対策の推進

- ◎ 総合的な空家対策の推進【区】〔P29〕 1,152万円（27年度 780万円）
（うち【区】750万円）

28年2月に策定した横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、流通・活用の促進、管理不全の防止、空家除却後の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めます。



専門家団体との協力協定の締結

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携事業」

(4) 戦略的な土地利用誘導の実施

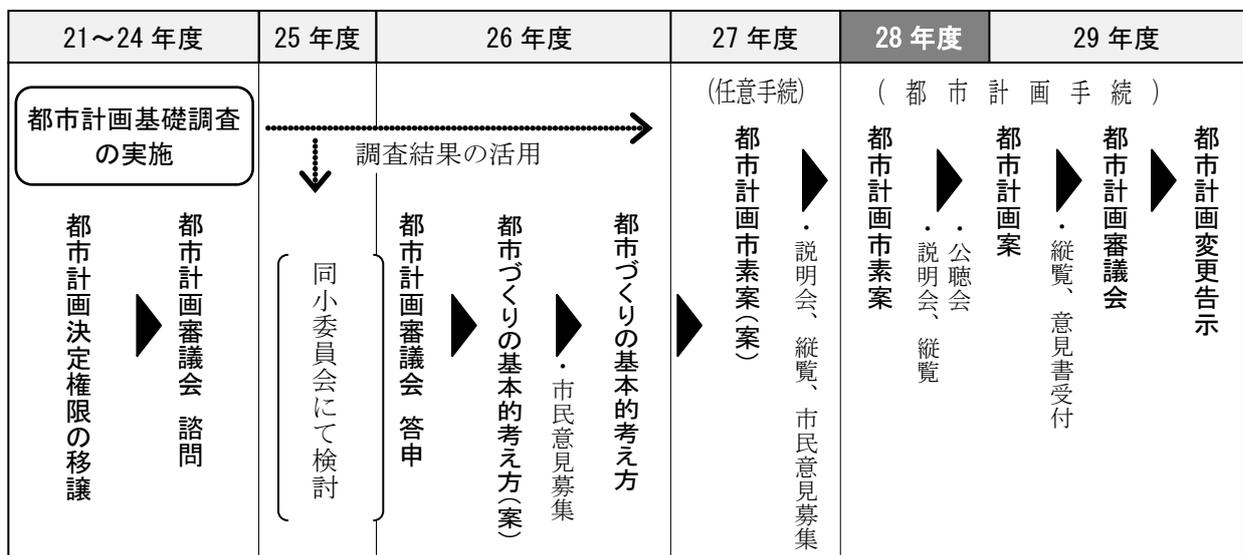
- ◎ 土地利用転換時の誘導方策の実施〔P29〕 300万円（27年度 200万円）

適正な土地利用の誘導や、地域に必要な機能を導入するため、開発調整会議等、既存の土地利用の調整に関する制度を検証し、充実を図ります。

- 第7回線引き全市見直し〔P31〕 1,082万円（27年度 1,082万円）

都市計画の決定権限の移譲を受けた24年度から、市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）の第7回全市見直しと、関連した用途地域、高度地区等の変更を行っています。

28年度は、縦覧図書、関係機関協議用資料及び広報資料の作成を行い、あわせて、説明会・公聴会を開催します。



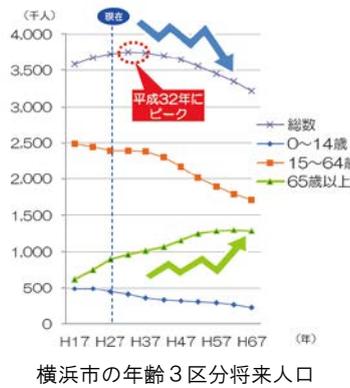
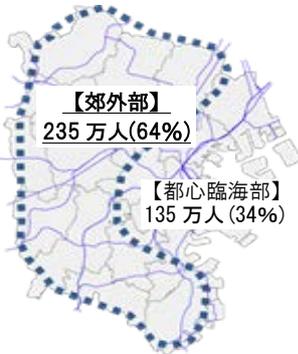
コラム2 緑区十日市場町周辺地域 (持続可能な住宅地モデルプロジェクト)

郊外住宅地の現状・課題

郊外部に6割以上が居住

超高齢化、少子化の進展

郊外住宅地の課題



- 居住者の超高齢化、子育て世代の減少
 - 大規模な住宅団地、戸建住宅地の建物の老朽化・空き家の増加
 - コミュニティの希薄化
- などが急速に進展

郊外住宅地で顕在化している様々な課題に対応するため、市民、企業、行政、大学など多様な主体と協働し、異なる4つの地域で郊外部の再生・活性化のモデルプロジェクトを行っています。

青葉区たまプラーザ駅北側地区

磯子区洋光台周辺地区

緑区十日市場町周辺地域

相鉄いずみ野線沿線地域

緑区十日市場町周辺地域では、27年度に市有地を活用した「多様な機能とエリアマネジメントの仕組みを備えた新たな住宅地モデル」の実現に向けて、企画提案型公募を実施しました。

緑区十日市場町周辺地域

27年 29年

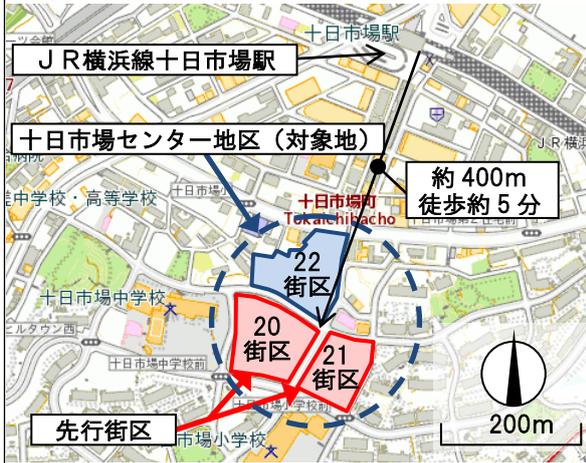
31年 竣工(予定)

- 市有地の活用 **公募事業により実現**
- 民間活力の導入
- 超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築

事業者選定 → 工事着工

- 提案の特徴
- エネルギー、地域の魅力づくり、住替えなど周辺地域も対象としたエリアマネジメントの実施
 - 多様な住まいと生活サービス施設の供給※
 - 地域のシンボルと愛着のもてるまちなみの整備

対象地 (緑区十日市場町 1501番7外)



完成イメージ



- ※多様な住まい : 多世代向けの分譲住宅、高齢者向け等の賃貸住宅、戸建て住宅
- 生活サービス施設: 保育所、コミュニティスペース、デイサービス、ミニスーパー 他

3 環境と健康に配慮した建築物の普及

◎は新規事業又は拡充事業
《》内の数値は予算額による予定数

(1) 住宅の省エネルギー化の推進

◎ ^{ゼロ}ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進 [P36]

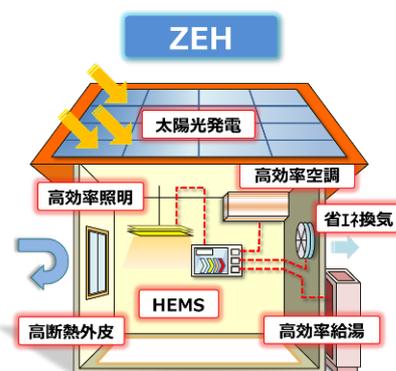
2,000万円（27年度 - 万円）

低炭素社会の実現に向け、高断熱な外皮及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅に対し、補助と普及啓発を実施します。

また、補助の要件に CASBEE 横浜を連動させ、総合的に質の高い住宅を誘導します。

※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅



○ 住まいのエコリノベーションの推進 [P36]

3,900万円（27年度 4,200万円）

既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）に対する補助やエコリノベーションの学びの場となるアカデミーなどの開催により、エネルギーを賢く利用する住まい・住まい方について、市民等に普及を図ります。

また、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差を少なくするエコリノベーションに関する情報を積極的に発信し、市内企業の技術力向上につなげていきます。



エコリノベーション
補助対象工事事例



エコリノベーション
補助対象工事事例（内窓設置）



よこはまエコリノベーション・
アカデミー

○ ^{キャスビー}CASBEE横浜の普及促進 [P30]

150 万円 (27 年度

550 万円)

環境と健康に配慮した建築物の取組を進めるため、セミナー等を開催し、「CASBEE 横浜（横浜市建築物環境配慮制度）」の一層の普及を図ります。



◎ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 [P36]

318 万円 (27 年度

248 万円)

省エネ住宅相談員の技術・知識向上を図り、市民からの住宅の省エネ化に関する幅広い疑問に答えられるコンシェルジュとして育成します。

また、「人にやさしい住まいづくり体験館」（ハウスクエア横浜）等でも住宅の省エネ化を含めた総合的な住情報を発信していきます。



省エネ住宅リフォーム相談会

○ 健康まちづくりの推進 [P29]

250 万円 (27 年度

300 万円)

健康増進につながる住宅等の普及や、郊外住宅地活性化の取組との連動により、ハードとソフトが連携した健康に資するまちづくりの推進を図ります。

- ・スマートウェルネス体感パビリオン等を活用した健康増進につながる建築物の普及啓発の推進
- ・郊外住宅地の再生・活性化の取組と連動した健康に資するまちづくりの推進
- ・【再掲】CASBEE 横浜の推進
- ・【再掲】住まいのエコリノベーションの推進



スマートウェルネス体感パビリオン
(パビリオンHPより掲載)

(2) 公共建築物の省エネルギー化の推進

◎ 省エネルギー改修の推進 [P30]

3,277 万円 (27 年度 2,577 万円)

公共建築物の更なる省エネ化のため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行う ESCO 事業を実施します。

また、長寿命化対策工事に省エネ要素をプラスする改修を実施します。

- ・ ESCO 事業の公募 77 万円 《 1 事業 》
- ・ 長寿命化対策工事の省エネプラス改修 3,200 万円 《15 件 》



←下水再生水を利用した熱交換器



横浜国際総合競技場 (ESCO 事業実施施設)



←高効率吸収冷温水機 (省エネプラス改修)



泉公会堂

○ 公共建築物長寿命化対策 [P32]

32 億 1,615 万円 (27 年度 35 億 3,200 万円)
 〈42 億 1,615 万円〉 (27 年度 〈 43 億 3,200 万円 〉)
 〈 >内は前年度 2 月補正を含む予算額
 (うち 5 億 5,000 万円 各局にて計上)

市民利用施設等を長く使い続けるための保全対策を実施するとともに、維持管理を効率的かつ効果的に行うため、建築基準法第 12 条の点検に加え独自の調査等を実施します。

- ・ 公共建築物長寿命化対策事業 31 億 2,082 万円 〈41 億 2,082 万円 〉
 劣化調査等に基づく優先度により実施する保全工事等 《約 90 施設 〈約 130 施設 〉 〉
 築後 10 年を経過する施設等の劣化調査 《約 140 施設 》
- ・ 劣化状況点検業務 9,533 万円 《約 500 施設 》

○ 木材利用の促進 [P33]

100 万円 (27 年度) 2,130 万円)

[27 年度は南区総合庁舎整備工事の木材利用促進事業 (1,980 万円) を含む予算額]

「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物における木材利用促進のための普及啓発を行います。

- ・ 建築実務者向け木材利用促進研修会 (木構造等)
- ・ 子どもアドベンチャー、環境教育出前講座への参画



木材利用促進研修会2015yokohama
(ひろがる、木造建築。)
(一社) 神奈川県建築士会と共催



子どもアドベンチャー2015
(大工さんコーナー～丸太を切って
コースター作り～)



環境教育出前講座
(大工さんに習うはじめての釘打ち
～くぎうちトントン～)

また、コミュニティハウスや保育所などの低層の公共建築物については木造化を推進し、それ以外の建築物についても、市民の目に触れる機会の多いエントランスなどの木質化を図ります。27 年度は南区総合庁舎木質化整備工事 (木材利用促進事業) において、県の交付金を活用し、県産木材によりエントランスや多目的ホールなどを木質化しました。

さらに、本市の補助金等を交付している民間保育所や自治会・町内会館等の整備においても、木材利用を誘導するなど、民間団体とも連携しながら木材利用を促進します。



ねむの樹元宮保育園



南区総合庁舎
(公会堂ホワイエ)



自治会・町内会館
(東急白根自治会館)
神奈川県森林応援プロジェクト活用事例

“ESCO”「Energy Service Company」

ESCO 事業とは、老朽化した設備の改修と運転方法の見直しについて、事業者から提案を募り、事業者のノウハウを活用して、省エネルギー化による財政負担の軽減と施設の安定稼働を図る事業です。

横浜型中小規模ESCO事業

今までの ESCO 事業では、エネルギー使用量が多い病院や区役所など、大規模施設を対象としてきました。しかし、本市が所有する大半の施設は地区センターやケアプラザなどの中小規模施設です。

そこで、公共施設の省エネルギー化をさらに推進するため、「横浜型中小規模 ESCO 事業」をスタートしました！

横浜型中小規模 ESCO 事業とは・・・

- 対象 ・年間エネルギー使用量 3,000[GJ]~8,000[GJ]
 - ・設備更新後 15 年以上、オーバーホール後 7 年以上、大規模改修等が予定されていない施設
- 実施に伴う変更点
 - ・ESCO 事業は、省エネルギーによる光熱水費削減効果から事業費を賄う、という考え方で実施しています。中小規模施設では、省エネルギー効果が少なくなる事が見込まれるため、これまでの仕組み自体を見直し、本市と事業者の負担を軽減する工夫をしています。

サービス業務の簡略化

・サービス期間中の設備のチューニング・維持・運転管理に対する助言、省エネ効果を確認する計測検証の回数を施設規模に合わせて見直し。
20回/3年間 ⇒ 12回/3年間に削減。

提出書類の簡略化

・設備数やデータ収集ポイントが少ないため、検討範囲が少なくなることから、従来の提案書類から様式を一部省略する。
43種類 ⇒ 28種類 に削減。

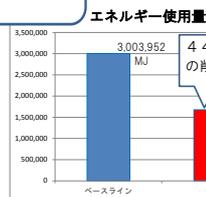
省エネルギー計算の簡略化

・施設の日中運用データがない（中央監視装置がない）ので、既存設備と導入予定設備のスペックを比較し、省エネルギー計算する。

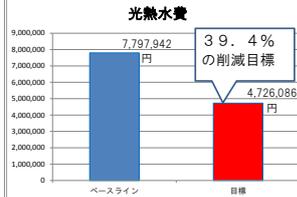
横浜市初

〈横浜型中小規模 ESCO 事業〉
永田地区センターESCO 事業

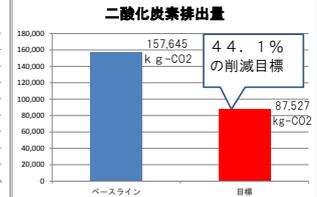
＜平成 27 年度公募結果＞



一般家庭約 37 世帯分の年間エネルギー使用量を削減



年間光熱水費 約 300 万円の削減



一般家庭約 17 世帯分の年間二酸化炭素排出量を削減

【参考】導入効果

本市で ESCO 事業を導入した 24 施設の平成 26 年度における削減効果は・・・

	削減実績	削減効果
省エネルギー率	26.4%	一般家庭約 8,360 世帯分の年間使用量に相当
光熱水費削減額	6億9千万円	年間光熱水費 24.7%削減
二酸化炭素削減量	14,653 トン	一般家庭約 3,663 世帯分の年間排出量に相当

全ての項目で目標を 110%以上達成しています。

平成28年度 建築局予算 総括表

(単位:千円)

歳 出		平成28年度 予 算 額	平成27年度 予 算 額	差 引 増 △ 減	増 減 率
10款 建 築 費		21,802,292	22,591,189	△788,897	△3.5%
1項 建 築 指 導 費		11,990,831	11,781,427	209,404	1.8%
1目 建 築 行 政 総 務 費		9,169,052	8,672,639	496,413	5.7%
2目 都 市 計 画 調 査 費		131,325	137,572	△6,247	△4.5%
3目 公 共 建 築 物 長 寿 命 化 対 策 費		2,666,149	2,927,111	△260,962	△8.9%
4目 工 事 監 理 費		24,305	44,105	△19,800	△44.9%
2項 住 宅 費		9,811,461	10,809,762	△998,301	△9.2%
1目 市 営 住 宅 管 理 費		7,260,085	7,119,847	140,238	2.0%
2目 市 営 住 宅 整 備 費		601,602	1,640,000	△1,038,398	△63.3%
3目 優 良 賃 貸 住 宅 事 業 費		1,762,374	1,863,554	△101,180	△5.4%
4目 住 宅 施 策 推 進 費		187,400	186,361	1,039	0.6%
歳 出 合 計		21,802,292	22,591,189	△788,897	△3.5%

27年度2月補正予算事業

◇ 公共建築物長寿命化対策事業

(補正額)1,000,000千円 + (28予算) 2,570,816千円 = 3,570,816千円

市民利用施設等を長く使い続けるための保全対策を実施します。

歳 入		平成28年度 予 算 額	平成27年度 予 算 額	差 引 増 △ 減	増 減 率
15款 使用料及び手数料		11,639,906	11,681,813	△41,907	△0.4%
16款 国庫支出金		1,997,676	2,578,721	△581,045	△22.5%
17款 県支出金		247,272	192,827	54,445	28.2%
18款 財産収入		2,475,092	99,956	2,375,136	2,376.2%
22款 諸収入		206,958	205,278	1,680	0.8%
23款 市債		1,200,000	2,577,000	△1,377,000	△53.4%
歳 入 合 計		17,766,904	17,335,595	431,309	2.5%

◇主な事業の説明

1	建築行政総務費	事業内容	
本年度	9,169,052 千円	<p>市民の「安全」「安心」に対する声に応えるため、木造住宅やマンションの耐震対策、狭あい道路の拡幅、がけ地防災対策などにより、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するとともに、違反開発や違反建築に対する是正指導を進めます。</p> <p>また、CASBEE横浜の普及促進、建築物の省エネルギー化の推進など温暖化対策に取り組みます。</p>	
前年度	8,672,639		
差引	496,413		
財本源 年内度 訳の	国		954,704
	県		204,672
	市債		251,000
	その他		344,476
	一般財源	7,414,200	
<p>(1) 木造住宅・マンション耐震事業 1,154,542 千円 (27: 1,363,465 千円) (差引 △ 208,923 千円)</p> <p>ア 木造住宅耐震診断士派遣事業 22,080 千円 (27: 76,631 千円) (差引 △ 54,551 千円)</p> <p>旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建築された木造住宅について、耐震診断士を派遣します。</p> <p>耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(倒壊の可能性のある又は高い)と判定された場合は、相談員を派遣し、診断結果や耐震改修方法の説明を行います。</p> <p>また、耐震診断を受診した方に、原則として訪問相談を受けていただくことで、耐震化を推進します。</p> <p>【耐震診断】 「対象」…昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建以下の在来軸組構法による木造住宅 「診断費用」…持家：無料、貸家・空家等：所有者負担1万円あり</p> <p style="text-align: center;">予算件数：250件 (27予算：950件)</p> <p>イ 木造住宅耐震改修促進事業 552,097 千円 (27: 887,888 千円) (差引 △ 335,791 千円)</p> <p>耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(倒壊の可能性のある又は高い)と判定された住宅(貸家・空家等を除く)について、建物全体を補強する耐震改修工事費用の一部を補助します。</p> <p>【耐震改修】 「対象区域」…市内全域 「補助限度額」…一般世帯 <u>75万円</u> (平成26年10月1日申請分から) 非課税世帯 <u>115万円</u> (平成26年10月1日申請分から)</p> <p>「補助限度額」の変更 平成25年12月末日申請分まで 一般世帯：225万円 非課税世帯：300万円 平成26年9月末日申請分まで 一般世帯：150万円 非課税世帯：225万円</p> <p style="text-align: center;">予算件数：285件 (27予算：399件)</p>			

ウ マンション耐震診断支援事業

398,558 千円 (27: 184,991 千円)

(差引 213,567 千円)

旧耐震基準で建築された分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断の支援をします。

耐震診断が義務化されたマンションに対して、報告期限が迫る中着実な診断の実施に向けて、支援します。

【本診断】

「概要」…予備診断の結果、本診断が必要と判定された分譲マンションの管理組合等が本診断を実施する場合に、その費用の一部を補助します。

※予備診断は市内マンションが概ね受診したため27年度で終了。

「補助限度額」… 一般マンション：本診断費用の2/3

診断が義務化されたマンション：本診断費用の5/6

予算件数：79件 (27予算：28件)

【訪問相談】

「概要」…予備診断の結果、本診断が必要と判定され本診断を実施していない分譲マンションの管理組合等に対し、無料で訪問相談員を派遣します。

予算件数：20件 (27予算：20件)

エ マンション耐震改修促進事業

166,159 千円 (27: 193,500 千円)

(差引 △ 27,341 千円)

本診断の結果、耐震改修が必要と判定された分譲マンションの管理組合等に対して、耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

また、段階的に耐震改修を行う場合も、その工事費用の一部を補助します。

「補助限度額」…

【全体改修】

・耐震設計費用、工事監理費用の2/3

・耐震改修工事費用の1/3 (※1)、かつ、次表の限度額 (※3)

【段階改修】

・耐震設計費用、工事監理費用の2/3

・耐震改修工事費用の1/3 (※1)、かつ、次表の限度額 (※2,3)

※1 市が指定した地震災害時に通行を確保すべき道路沿線のマンションは2/3

※2 複数回に分けて耐震改修工事を行うものについて工事実施ごとに補助。

ただし、補助金の合計額は補助限度額以内の額とする。

※3 耐震改修工事費用の限度額

マンションの延べ面積	5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
限度額	2,000万円	3,500万円	5,000万円

予算件数：耐震設計 4件 (全体改修 4件、段階改修0件) (27予算：10件)

耐震改修工事 7件 (全体改修 6件、段階改修1件) (27予算：9件)

オ 防災ベッド等設置推進事業

6,500 千円 (27: 5,000 千円)

(差引 1,500 千円)

旧耐震基準で建築された木造住宅に居住する者が、防災ベッドや耐震シェルターを設置する場合に、その費用の一部を補助します。

「補助限度額」…防災ベッド 10万円、耐震シェルター 30万円

予算件数：25件 (27予算：20件)

(2) 特定建築物耐震診断・改修促進事業

650,788千円 (27: 702,994千円)

(差引 △ 52,206千円)

大規模地震への備えとして旧耐震基準で建築された建築物の耐震化が喫緊の課題となっていることから、耐震診断が義務付けられた「多数の者が利用する大規模な建築物等」及び「市が指定する避難路沿道の建築物」のほか、義務付け対象以外の特定建築物（中規模、災害時重要拠点アクセス路等の沿道建築物）の所有者に対して耐震診断・改修の補助を行います。

義務付けられた耐震診断が着実に実施されるよう、引き続き「耐震診断サポート事業」を実施します。また、診断の結果、耐震性がない建築物の所有者に対しては個別に耐震化の働きかけを行います。

全ての建築物を対象に、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の運用を開始します。耐震性がある建築物に認定証を交付するこの制度を広く普及することで、耐震化を促進します。

【特定建築物耐震改修等事業】

(1) 対象建築物

- ①多数の者が利用する大規模な建築物
病院や学校、百貨店など災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物のうち、大規模なもの
- ②大規模な危険物の貯蔵庫・処理場
一定量以上の危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物のうち、大規模なもの
- ③市が指定する避難路沿道の建築物
緊急交通路指定想定路線（※1）沿道で前面道路の幅員に応じて一定以上の高さの建築物
- ④多数の者が利用する建築物（中規模）
病院や学校、百貨店など災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物のうち、一定規模以上のもの（①を除く）
- ⑤地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
緊急輸送路、災害時重要拠点アクセス路（※2）沿道で前面道路の幅員に応じて一定以上の高さの建築物（③を除く）

※1 大規模地震発生時における救急救命活動のために通行を確保する必要性が高いとして県公安委員会が選定したもので、高速道路、国道、県道、市道の市内主要路線（20路線）

※2 横浜市防災計画に位置付ける、震災発生時に消火、救出、救助等の応急対策に必要とされる道路

(2) 事業内容

耐震診断・設計・改修工事費用の補助

診断義務	対象建築物	耐震診断		耐震設計		耐震改修工事	
		補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
あり	①多数の者が利用する大規模な建築物	5/6	なし※	2/3	360万円	1/3	2~5千万※
	②大規模な危険物の貯蔵庫・処理場					2/3	
	③市が指定する避難路沿道の特定建築物						
なし	④多数の者が利用する建築物（中規模）	2/3	360万円※	2/3	360万円	1/3	2~5千万※
	⑤地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物					2/3	

※面積に応じた上限あり

予算件数：耐震診断 219件 (27予算：100件)

耐震設計 6件 (27予算：9件)

耐震改修 3件 (27予算：5件)

【耐震訪問相談員派遣事業】

「対象」…特定建築物耐震改修等事業の対象建築物の所有者

「費用」…2回目まで無料

「予算件数」…60件 (27年予算：20件)

【耐震診断サポート事業】

法律で耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等を直接訪問し、補助申請の手続きや合意形成への支援を行う。

「予算件数」…100件 (27年予算：350件)

(3) 狭あい道路拡幅整備事業

898,424千円 (27: 834,397千円)

(差引 64,027千円)

狭あい道路のうち条例で指定した整備促進路線において、塀の除去、移設等の費用助成や後退部分の舗装を行います。また、防災、利便性の観点から優先的に整備を行うべき路線を選定し、交差点間の一体的な整備や隣地と併せた整備を働きかけるなど、効果的な事業の推進に取り組みます。

整備促進路線以外でも個人住宅を対象にした費用助成等を行います。

整備予定距離：8.6km (27予算：8.7km)

(4) 急傾斜地崩壊対策事業

251,680千円 (27: 251,680千円)

(差引 0千円)

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県が市内で694箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定しています(27年12月末現在)。

新たな区域の指定に県と連携して取り組むとともに、区域内で県が施工する崩壊防止工事に対して、工事費の一部を負担することにより、がけ地の改善を促進します。

事業予定箇所数：61箇所 (27予算：71箇所)

(参考)

- ・区域の指定基準…傾斜角度30度以上、高さ5メートル以上、崩壊による被害想定家屋5戸以上
- ・事業費の負担割合…国庫補助事業：国 40%、県 40%、市20%、県単独事業：県 80%、市 20%

(5) がけ地防災対策事業

505,459千円 (27: 401,457千円)

(差引 104,002千円)

がけ地の総合的な対策である「がけ地現地調査」、「防災・減災対策工事に対する助成金制度」、「市民相談対応体制の充実」、「がけ地の改善に向けた技術的な支援」、「がけ崩れ発生時の応急措置」に取り組むことで、防災対策を強化していきます。

土砂災害警戒区域内にある約9,800箇所のがけ地を対象に、27年1月から「がけ地現地調査」を専門家と連携して進めており、28年度は約4,100箇所の調査を行います。

【がけ地現地調査】

市内の土砂災害警戒区域内にあるがけ地を対象に、専門家による現地調査を実施します。

また、調査結果を踏まえ、がけ地の所有者に対する改善に向けたアドバイスを行うなど、技術的な支援も行っていきます。

《28年度の調査対象区：鶴見、神奈川、港北、栄、戸塚、旭》

調査予定箇所数：約4,100箇所 (27予算：約3,000箇所)

【がけ地防災対策工事助成金制度】

所有者等が行うがけ崩れによる災害を未然に防ぐための予防工事やがけ崩れ発生後の復旧工事などの費用の一部を助成する制度です。

助成対象：高さ2メートルを超える個人所有のがけ地で行う建築基準法(工作物)又は宅地造成等規制法に適合する擁壁の築造工事

予算件数：25件 (27予算：25件)

【がけ地減災対策工事助成金制度】

がけ崩れによる災害を低減するために、所有者等が行う減災工法を用いた補強工事などの費用の一部を助成する制度です。

助成対象：高さ2メートルを超える個人所有のがけ地で行う古い擁壁の補強工事や自然斜面の保護工事など

予算件数：40件 (27予算：40件)

【がけ地対策のPR等】

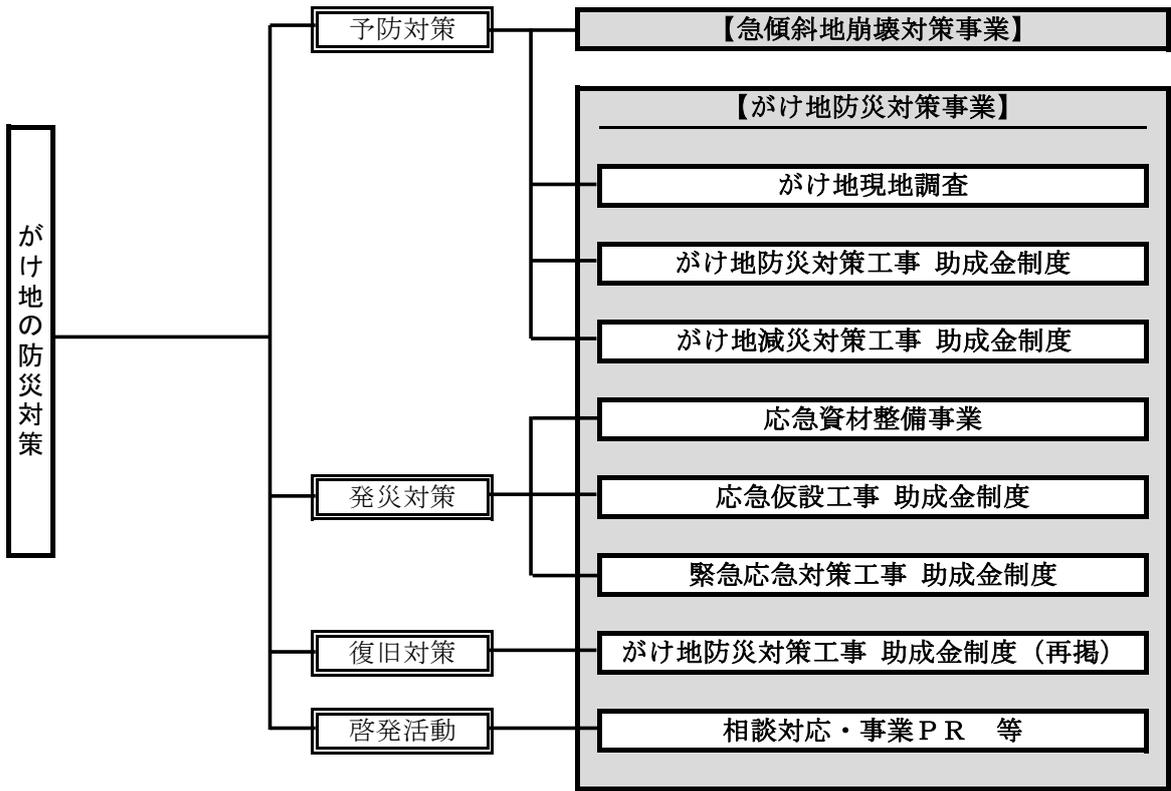
がけ地防災対策事業によるがけ地の改善を促進するため、防災イベントへの出展などを通じた市民啓発や事業パンフレット等の作成・配布、広報よこはま等の活用、市内建設事業者への助成金制度の周知など、さまざまなPR活動に取り組んでいきます。

【がけ崩れ発生時の応急措置】

大雨等によりがけ崩れが発生した場合等に、防災シート等を用いた応急措置を実施します。

また、二次災害が発生する危険性のあるがけ地において、土地所有者等が実施する応急仮設工事などの費用を助成します。

横浜市のがけ地防災対策体系図



(6) 宅地造成状況調査費

4,038千円 (27: 14,072千円)
(差引 △ 10,034千円)

大地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の被害を軽減するため、横浜市内約3,600箇所の大規模盛土造成地について、27年度に引き続き、詳細調査の優先度評価を行います。また、住民等に宅地耐震化推進事業について周知・啓発を図ります。

(7) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

6,339千円 (27: 25,840千円)
(差引 △ 19,501千円)

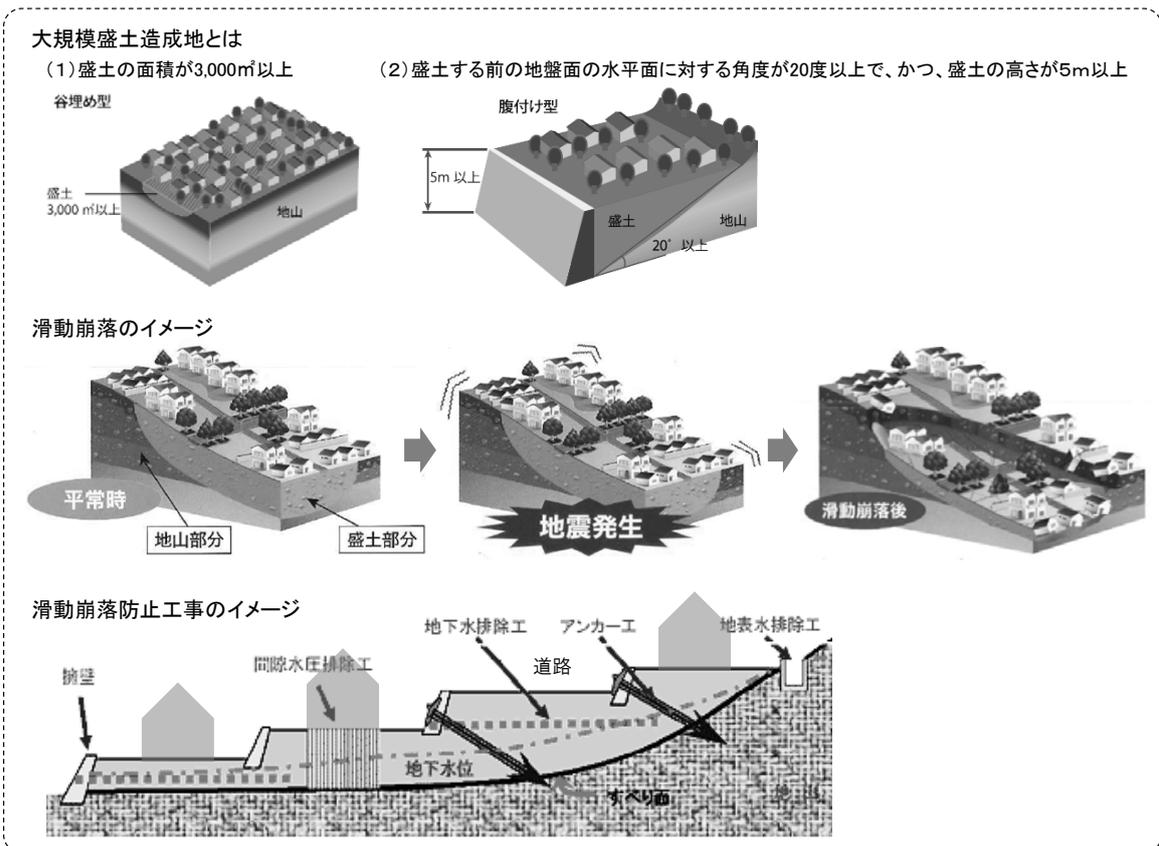
宅地造成状況調査の結果を受け、対象造成地の土地所有者等に対して調査の目的や方法、事業の概要などについて説明を行います。また、今後の対応方針などについて検討します。

【住民説明会の開催】

詳細調査の実施にむけて、対象造成地の土地所有者等に対して調査の目的や方法、事業の概要などについて説明を行います。

【住民支援のための取組方針検討】

滑動崩落防止対策の内容、費用負担、合意形成の手法などについて検討を行い、住民を支援するための対応の方向性や手法などの取組方針をとりまとめます。



(8) 建築指導行政運営費 127,391千円 (27: 120,007千円)
(差引 7,384千円)

建築確認申請等の審査・検査を行うとともに、建築基準法上の道路判定、指定確認検査機関の指導、建築・宅地に係る相談等の業務を行います。
また、社会ニーズ等の変化に伴い、条例の見直しなどについて検討します。

(9) 宅地指導行政運営費 21,085千円 (27: 21,961千円)
(差引 △876千円)

開発事業計画の同意、開発許可・宅地造成工事の許可申請等の審査・検査、市街化調整区域内の建築許可申請の審査を行います。
また、宅地開発の許可業務を円滑に行うための企画・立案等を行います。

(10) 違反是正指導事業 46,901千円 (27: 50,065千円)
(差引 △3,164千円)

○違反をさせない ～違反をさせない風土づくり～

- ・地域力を活かした違反建築の未然防止に関する取組（これまで10地区と連携）を継続するとともに、更なる連携地区拡大を進めます。
- ・CATVを活用した啓発や、リーフレットの発行などによる違反建築未然防止の広報を行います。
- ・市街化調整区域において、違反建築を未然に防ぐための注意喚起看板を設置します。
- ・警察、消防などの関係機関及び建設、不動産、金融などの団体との「違反建築物等対策連絡会」等を開催します。

○違反を見逃さない ～迅速な対応による違反防止～

・違反建築の早期発見のため、完了検査を受検していない物件のパトロールを行います。また、完了検査後の道路再突出による違反を防止するため、狭あい道路における完了物件のパトロールを行います。

・市街化調整区域の現況有姿分譲地（※）の中から「違反調査強化区域」を指定し、パトロールを実施します。

※現況有姿分譲地：市街化調整区域内で、主に資材置場や家庭菜園等の土地利用を目的として区画し分譲された土地。原則として、建築物を建てた場合は違法となる。

○違反を許さない ～処分重視型の違反对策の推進～

・建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法等に違反している建築物等に対して、関係機関や団体と連携を密にして早期是正を図ります。また、危険性や悪質性の高い案件に対しては、法令に基づく是正命令などの処分を積極的に運用し、さらに緊急性の高い案件の場合は行政代執行や告発も視野に入れるなど、厳正な対応を行います。

・進捗管理システムの活用により、是正指導の進捗管理を徹底します。また、過去の違反案件の現場調査を委託することにより、違反案件の現状把握を進め、的確な指導を行います。

(11) 建築物防災関連事業（特殊建築物等の定期報告業務） 27,300千円 (27: 23,000千円)
(差引 4,300千円)

不特定多数の方が利用する建築物及び建築設備、昇降機、遊戯施設について、建築基準法第12条に基づく定期報告制度によりその状況の報告を求めることで、既存建築物の適切な維持管理を促し安全性の向上を図っています。本事業では定期報告制度における報告書の受付やデータ入力等の窓口業務や、定期報告事務処理システムの保守業務等を委託します。

(参考) 定期報告対象施設数【28予算見込み】

建築物 (※1)	2,750件	(27予算: 2,150件)
建築設備 (※2)	6,000件	(27予算: 2,700件)
昇降機 (※3)	33,074件	(27予算: 32,675件)
遊戯施設	26件	(27予算: 26件)

- (※1) 劇場、映画館、百貨店、遊技場、ホテル、旅館、児童福祉施設等
- (※2) 指定された建築物の機械換気設備、排煙設備、非常用の照明装置等
- (※3) エレベーター、エスカレーター等

(12) 中高層相談調整事業

2,628 千円 (27: 3,261 千円)
(差引 △ 633 千円)

横浜市中高層建築物等に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づく手続き等を通じて、建築に伴う紛争の未然防止と自主的・円満な解決を図り、良好な住環境の保全に努めます。

法律の専門家と建築の専門家が二人一組で現地に赴き、必ずしも建築に精通していない周辺住民の方に助言を行う「専門家助言制度」を引き続き実施し、周辺住民の方と建築主の方の相互理解に基づいた話し合いが促進されるよう支援します。

○中高層建築物等に係る専門家助言制度

【概要】

本市と専門家団体（建築分野、法律分野）の三者で覚書を締結し、弁護士及び一級建築士の資格を有する者が、①専門的で、②公平な立場から、③現地に赴き、助言を行います。

【対象】

中高層建築物条例の対象建築物の周辺住民
(複数名で構成されるグループ)

【予算件数】

15回 (10件)

(13) 建築開発法務支援事業

1,202 千円 (27: 1,212 千円)
(差引 △ 10 千円)

違反建築への対応強化などの建築・宅地指導行政の執行において、弁護士の助言や職員による法的支援により、訴訟等の法的紛争に発展するおそれのある問題を適切に解決し、紛争の未然防止を図ります。

また、実務に即した法務研修を行い、職員の法務能力の向上を図ることにより、市民の安全・安心を守る建築・宅地指導行政をより適切に推進します。

(14) 建設関連産業活性化支援事業

2,250 千円 (27: 1,990 千円)
(差引 260 千円)

建設事業者の本業強化や経営多角化等の取組を支援し、活性化につなげるため、経営等各分野の専門家を、建設関連団体や中小建設関連企業へ派遣します。

○建設関連団体への専門家派遣 予算件数：15件 (27予算：15件)

建設関連団体が会員企業等を対象に開催する経営セミナー、研究会等に専門家を派遣します。

○建設関連企業への専門家派遣 予算件数：25件 (27予算：25件)

市内中小建設関連企業が本業強化や経営多角化等を目的として実施する社内研修会や複数企業による特定テーマの検討会等に専門家を派遣します。

○建設業界における若年者雇用対策

高齢化の進展とともに技術の継承や経営の存続性などの面で課題を有する建設業界の若年者雇用の促進を図るため、人材の採用・育成支援の専門企業と協働して雇用スキル向上セミナーの実施とともに建設産業合同就職面接会を開催します。

〈参考〉専門家(アドバイザー)派遣件数

年 度		H24	H25	H26	H27	H28 (目標)
団体派遣		15	15	9	13	15
企業派遣	単発派遣	27	20	15	15	25
	継続派遣	4	-	-	-	-
計		46	35	24	28	40

(15) 民間建築物アスベスト対策事業

10,700 千円 (27: 16,500 千円)

(差引 △ 5,800 千円)

多数の人が利用する民間建築物（個人住宅を除く）で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のあるものの含有調査について、申請建物へ本市が調査者を派遣（無料）します。また、除去工事等を行う事業者には費用の一部を補助します。

さらに、吹付けアスベストの施工状況調査とあわせて直接所有者に普及啓発を行うとともに、横浜市マンション・アドバイザー講習会等の機会を利用し設計者や関係団体に対してもアスベスト対策の必要性及び補助制度の周知を行い、民間建築物のアスベスト対策を推進します。

「補助額」…除去等工事費用の2/3（国1/3、市1/3）〔上限300万円〕

予算件数：アスベスト含有調査 30件 (27予算：40件)
アスベスト除去等工事 3件 (27予算：4件)

(16) 企画調査費

17,955 千円 (27: 13,792 千円)

(差引 4,163 千円)

【主な事業】**ア 総合的な空家対策の推進【区】**

11,524 千円 (うち【区】7,500千円) (27: 7,800 千円)

(差引 3,724 千円)

28年2月に策定した横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、流通・活用の促進、管理不全の防止、空家除却後の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めます。

- ・空家対策モデル検証事業【区】(7,500千円)
- ・空家対策の課題解決に向けた検討(3,000千円)
- ・空家等対策協議会運営費等(1,024千円)

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携事業」

イ 土地利用転換時の誘導方策の実施

3,000 千円 (27: 2,000 千円)

(差引 1,000 千円)

適正な土地利用の誘導や、地域に必要な機能を導入するため、開発調整会議等、既存の土地利用の調整に関する制度を検証し、充実を図ります。

ウ 健康まちづくりの推進

2,500 千円 (27: 3,000 千円)

(差引 △ 500 千円)

健康増進につながる住宅等の普及や、郊外住宅地活性化の取組との連動により、ハードとソフトが連携した、健康に資するまちづくりの推進を図ります。

- ・スマートウェルネス体感パビリオン等を活用した健康増進につながる建築物の普及啓発の推進
- ・郊外住宅地の再生・活性化の取組と連動した健康に資するまちづくりの推進
- ・【再掲】CASBEE横浜の推進
- ・【再掲】住まいのエコリノベーションの推進

(17) 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 45,958 千円 (27: 40,000 千円)
(差引 5,958 千円)

持続可能な住宅地モデルプロジェクトは、環境未来都市計画の主要な事業として位置づけており、地域特性を踏まえ、市民、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、地域課題（高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど）の解決に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創り出します。

ア 青葉区たまプラーザ駅北側地区 20,000 千円 (27: 20,000 千円)
(差引 0 千円)

平成25年度に策定した「次世代郊外まちづくり基本構想 2013」に基づき、コミュニティのネットワークづくりや、子育て支援、医療・介護の連携、団地の再生、地域交通、地域エネルギー、戸建て住宅地の再生などの取組を進めます。

イ 磯子区洋光台周辺地区 5,000 千円 (27: 5,000 千円)
(差引 0 千円)

「洋光台まちづくりビジョン」の実現に向け、多世代交流・コミュニティ支援や既存ストックを活用した活力あるまちづくり、環境・健康・防災に係る取組を進めます。

ウ 緑区十日市場町周辺地域 15,958 千円 (27: 10,000 千円)
(差引 5,958 千円)

「超高齢化や環境に配慮した持続可能な郊外住宅地の再生モデルの実現」を目指し、市有地に誘導する機能やマネジメントの仕組み、地域との協働について、公募により選定した事業者と協働し事業を推進します。

エ 相鉄いずみ野線沿線地域 5,000 千円 (27: 5,000 千円)
(差引 0 千円)

市民や企業、大学と連携・協働し、地域の活性化につながる住民アイデアの実現に向けた支援、農的空間を活用した取組、住宅地再生、地域エネルギー、ヘルスケアなどの取組を進めます。

(18) CASBEE横浜推進事業 1,500 千円 (27: 5,500 千円)
(差引 △ 4,000 千円)

環境と健康に配慮した建築物の取組を進めるため、セミナー等を開催し、「CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）」の一層の普及を図ります。

(19) 建築物省エネルギー化推進事業 32,772 千円 (27: 25,772 千円)
(差引 7,000 千円)

公共建築物の更なる省エネルギー化のため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行うESCO事業を実施します。
また、長寿命化対策工事に省エネ要素をプラスする改修を実施します。

予算件数：ESCO事業の公募(1事業)
長寿命化対策工事の省エネプラス改修(15件)

(20) みなとみらい公共駐車場の債務解消 900,000 千円 (27: 400,000 千円)
(差引 500,000 千円)

公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」を本市に移管するため、その債務である約50億円について計画的に償還します。

2		都市計画調査費	事業内容
本年度		131,325 千円	<p>本市の都市計画情報等を様々な媒体（窓口端末機（マッピ）、インターネット活用システム（i-マッピ）、都市計画図書縦覧システム（A-Mappy）及び都市計画図等の販売等）を用いて、市民等に提供します。</p> <p>また、第7回線引き全市見直し業務や都市計画基礎調査を行います。</p>
前年度		137,572	
差引		△6,247	
財本 源年 内度 訳の	国	—	
	県	19,000	
	市債	—	
	その他	4,065	
	一般財源	108,260	
<p>(1) 第7回線引き全市見直しに関する図書作成業務 10,820 千円 (27: 10,820 千円)</p> <p>(差引 0 千円)</p> <p>都市計画基礎調査による現況及び将来の見通しを踏まえて、都市計画の決定権限の移譲を受けた24年度から、市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）の第7回全市見直しと、関連した用途地域、高度地区等の変更を行っています。</p> <p>28年度は、縦覧図書、関係機関協議用資料及び広報資料の作成を行い、あわせて、都市計画市素案説明会・公聴会を開催します。</p>			
<p>(2) 都市計画図等作成費 51,550 千円 (27: 54,450 千円)</p> <p>(差引 △2,900 千円)</p> <p>27年度は都市計画決定又は変更を反映して都市計画図の修正を行うとともに、都市計画基本図（地形図）を横浜市中北部（北側）について修正を行いました。28年度は都市計画基本図を横浜市の北部（南側）について修正を行います。</p> <p>また、本市の都市計画情報を市民に提供するため、都市計画図等を印刷して販売します。</p> <p>このほか、地形、土地利用、都市化の状況など土地の変遷がわかる資料である航空写真について、航空写真フィルムのデジタル化を行います。</p>			
<p>(3) 都市計画基礎調査費 37,500 千円 (27: 40,000 千円)</p> <p>(差引 △2,500 千円)</p> <p>都市計画法第6条第1項に基づき、人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを、定期的（おおむね5年ごと）に調査するものです。調査結果は、客観的・定量的なデータとして都市計画の策定の基礎資料とするだけでなく、都市計画以外の分野などでも幅広く活用されています。</p> <p>28年度は、第10回調査の三年目として、各種項目別調査及び調査結果のゾーン集計等を行います。</p>			
<p>(4) 都市計画情報等提供事業費 6,149 千円 (27: 6,254 千円)</p> <p>(差引 △105 千円)</p> <p>都市計画法に基づく地域地区や都市施設等の情報、建築基準法に基づく不燃化推進地域や災害危険区域や建築協定区域等の情報、その他街づくり協議地区等の情報を、窓口端末機（マッピ）及びインターネット活用システム（i-マッピ）で管理・提供し、あわせて都市計画図書縦覧システムとi-マッピとの連携による情報提供を行います。これらのシステム機器の保守管理のほか、情報の追加更新作業等を行います。</p> <p>また、円滑な指導業務を行うため、デジタル指導図作成に向けた取組を進めます。</p>			
<p>(5) 都市計画縦覧図書のデータベース化事業費 4,880 千円 (27: 4,880 千円)</p> <p>(差引 0 千円)</p> <p>都市計画図書縦覧システム（A-Mappy）は、過去に都市計画決定及び変更を行った、都市計画法に基づく地域地区や都市施設等の情報について、インターネット上で閲覧・検索ができるシステムです。</p> <p>このシステム機器の保守管理のほか、情報の追加更新作業を行います。</p>			
<p>(6) 都市計画情報システム運営費 3,570 千円 (27: 3,610 千円)</p> <p>(差引 △40 千円)</p> <p>都市計画情報システムは、データ化した都市計画基本図や都市計画基礎調査などの地図情報をコンピュータで管理・運用するためのシステムで、土地利用現況の分析など都市計画の検討に必要な資料の作成等に利用しています。</p> <p>このシステムの機器及びアプリケーションの保守管理や格納データの更新等を行います。</p>			

3	公共建築物長寿命化対策費		事業内容
	本年度	2,666,149 千円	
	前年度	2,927,111	
	差引	△260,962	
財本 源年 内度 訳の	国	—	<p>「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」（平成21年3月）に基づき、地区センターや市区庁舎などの公共施設について、計画的に予防保全を実施しています。</p> <p>28年度についても、劣化調査等に基づき、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、劣化が著しいものを中心に「機能が停止し施設運営を阻害するおそれのあるもの」、「防災・衛生上必要なもの」等に重点をおいた保全対策の実施及び予測できない突発事故等についても対応していきます。</p> <p>また、19年度に開発した公共建築物保全データベースのシステム改修及び再構築、維持管理、既存図面のPDF化を実施します。</p>
	県	—	
	市債	702,000	
	その他	—	
	一般財源	1,964,149	

< 3,666,149千円>
< >内は27年度2月補正を含む額

(1) 公共建築物長寿命化対策事業

ア 長寿命化対策工事

2,529,816<3,529,816> 千円 (27: 2,792,111 千円
<3,592,111> 千円)
(差引 △ 262,295 千円)

劣化調査の結果を基に、緊急性の高い案件の工事を優先的に実施します。また、突発的な機器の故障や風水害等により修繕が必要な工事についても、対応していきます。

予定工事施設数 : 約 90施設<約130施設>

予定工事件数 : 約110件<約150件>

< >内は27年度2月補正を含む件数

イ 公共建築物データ類整備

8,000 千円 (27: 8,000 千円)
(差引 0 千円)

公共建築物保全データベースのシステム改修及び再構築、維持管理を行います。また、公共建築物図面のPDF化を行い、劣化調査や長寿命化対策工事に活用します。

ウ 劣化調査点検委託

33,000 千円 (27: 32,000 千円)
(差引 1,000 千円)

新たに築後10年を経過する施設や、前回の劣化調査実施後6年を経過した施設について、劣化調査を実施します。

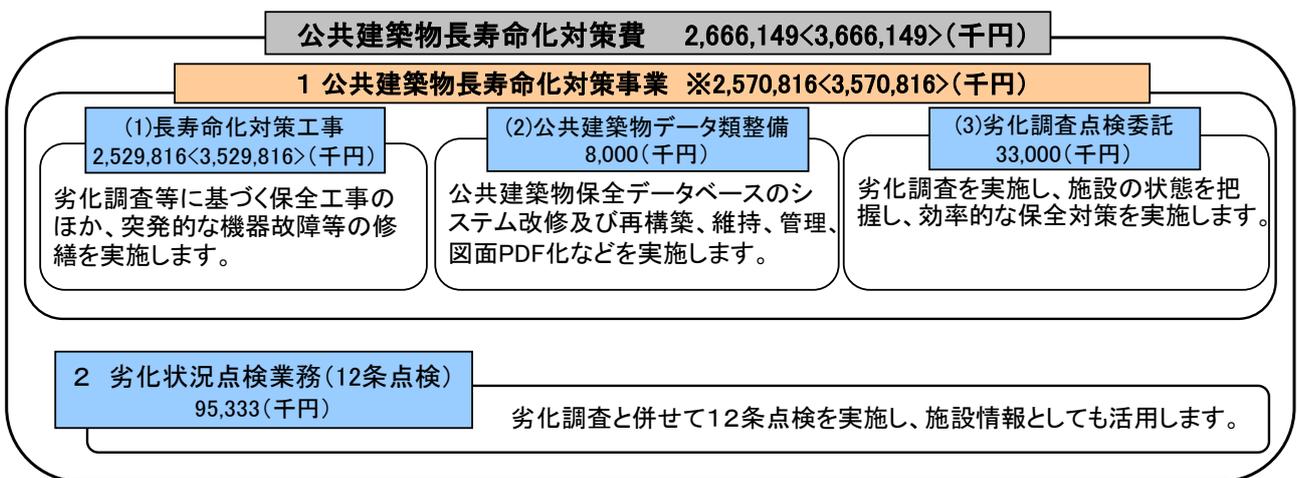
予定調査施設数 : 約140施設

(2) 劣化状況点検業務(12条点検委託)

95,333 千円 (27: 95,000 千円)
(差引 333 千円)

建築基準法第12条で義務付けられている、施設の状態に関する点検を、23年度から原則建築局に一元化し、劣化調査に併せて実施しています。予算については24年度より建築局予算に集約しています。

予定調査施設数 : 約500施設



※ 本市全体の公共建築物長寿命化対策事業は、建築局の予算のほかに、長寿命化対策事業費としてすでに各局に配分している549,999千円があり、その他、天井脱落対策費として各局に配分している279,185千円を加えた額は3,400,000<4,400,000>千円となります。

4	工事監理費		事業内容
	本年度	24,305 千円	
	前年度	44,105	<p>営繕担当職員がいない区局（資源循環局、港湾局、水道局、交通局以外）が所管する公共建築物の新設・改修工事等に伴う設計や工事監督等の業務を行います。</p> <p>1,000 千円（27: 1,500 千円） （差引 △500 千円）</p> <p>「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（26年3月公表）に基づき、公共建築物における木材利用促進のための普及啓発を行います。 建築物における木造化や木質化を促進するため、木構造等に関しより知っていただく機会を提供するものとして、市内の建築設計実務者に向けた研修会を開催します。 また、児童生徒へ向け木材に触れる機会を提供するものとして、27年度に好評だった教育委員会主催の子どもアドベンチャー等に参画します。 コミュニティハウスや保育所などの低層の公共建築物については木造化を推進し、それ以外の建築物についても、市民の目に触れる機会の多いエントランスなどの木質化を図ります。27年度は南区総合庁舎木質化整備工事（木材利用促進事業）において、県の交付金を活用し、県産木材によりエントランスや多目的ホールなどを木質化しました。 さらに、本市の補助金等を交付している民間保育所や自治会・町内会館等の整備においても、木材利用を誘導するなど、民間団体とも連携しながら木材利用を促進します。</p>
	差引	△19,800	
財本源年度内訳の	国	—	
	県	—	
	市債	—	
	その他	30,525	
	一般財源	△6,220	
<p>○木材利用促進啓発事業</p>			

5	市営住宅管理費		事業内容
	本年度	7,260,085 千円	
	前年度	7,119,847	<p>市営住宅の入居者の募集や建物の維持・管理を行います。 日常的な入居者対応や建物の管理・緊急の修繕については、指定管理者に委託して行います。</p> <p>(1) 市営住宅管理業務</p> <p>5,842,063 千円（27: 5,645,044 千円） （差引 197,019 千円）</p> <p>市営住宅の入居者の募集、住宅使用料等の収納、施設の保守点検等の管理業務を行います。</p> <p>（参考） 予定管理戸数 282団地 31,397戸 （27: 282団地 31,401戸）</p> <p>(2) 市営住宅の維持補修</p> <p>1,418,022 千円（27: 1,474,803 千円） （差引 △56,781 千円）</p> <p>市営住宅の建物の劣化状況に応じて、外壁改修等について計画的に実施します。 また、緊急を要する雨漏りや漏水への対応、共用部分の修繕等を行います。</p>
	差引	140,238	
財本源年度内訳の	国	294,478	
	県	11,000	
	市債	—	
	その他	11,522,984	
	一般財源	△4,568,377	

6	市営住宅整備費		<u>事業内容</u> 市営住宅のエレベーター設置等を行います。 (1) エレベーター設置事業 300,032 千円 (27: 1,500,000 千円) (差引 △ 1,199,968 千円) 市営住宅入居者の高齢化等に対応し、外出の機会や移動の利便性を図るため、昭和40年代に建設された市営ひかりが丘住宅において、エレベーターの設置等を行います。 <u>予定戸数：ひかりが丘住宅（6期） 3棟 130戸</u> <u>27実績：ひかりが丘住宅（5期） 10棟 440戸</u> (参考) 27年度までの完了数：51棟 2,090戸 (2) 住戸内改善事業 32,478 千円 (27: 0 千円) (差引 32,478 千円) エレベーターの設置を行ったひかりが丘住宅について、建物の更なる長寿命化や老朽化した設備の更新、バリアフリー化等のための住戸内改善の実施設計を行います。 設計戸数：220戸 (3) 寿町総合労働福祉会館再整備事業 255,594 千円 (27: 50,000 千円) (差引 205,594 千円) 会館の耐震対策として、施設を共有する国・県や地域と調整しながら、再整備へ向けて実施設計及び解体工事を実施します。 ※寿町総合労働福祉会館：市営寿町住宅と福祉施設等の複合施設 (4) 市営住宅の再生手法の検討 5,000 千円 (27: 0 千円) (差引 5,000 千円) 住宅政策審議会の答申を受け、今後の市営住宅の供給に関する基本的な考え方をまとめるため、市営住宅の再生に向けた基本的な検討を行います。	
	本年度	601,602 千円		
	前年度	1,640,000		
	差引	△1,038,398		
	財本源年度内度訳の	国		250,269
		県		—
市債		247,000		
その他		52,306		
	一般財源	52,027		

7	優良賃貸住宅事業費		<u>事業内容</u> (1) 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業 164,830 千円 (27: 134,011 千円) (差引 30,819 千円) 民間事業者が建設した、子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅に対し、家賃の一部を助成します。 また、多世代が支え合う近居に対応します。 管理予定戸数 407戸 (27: 348戸) 新規認定予定戸数 125戸 (27予算：100戸) (2) 高齢者向け優良賃貸住宅事業 1,018,231 千円 (27: 1,009,815 千円) (差引 8,416 千円) 民間事業者が整備する高齢者に配慮した賃貸住宅に対し、家賃の一部を助成します。 また、他の世代や地域との交流が生まれる多世代型住宅を促進します。 管理予定戸数 2,069戸 (27: 1,939戸) 新規認定予定戸数 230戸 (27予算：200戸) (3) ヨコハマ・リぶいん事業 579,313 千円 (27: 719,728 千円) (差引 △ 140,415 千円) 民間事業者が建設した良質な賃貸住宅に対し、原則として管理開始から20年間、家賃の一部を助成します。 管理予定戸数 4,601戸	
	本年度	1,762,374 千円		
	前年度	1,863,554		
	差引	△101,180		
	財本源年度内度訳の	国		452,865
		県		—
市債		—		
その他		—		
	一般財源	1,309,509		

8 住宅施策推進費		事業内容	
本年度	187,400 千円	<p>住宅マスタープランである「横浜市住生活基本計画」に基づき、団地の再生、マンション管理組合支援、子育て世帯や高齢者等への居住支援、省エネ住宅の普及など、市民が安心して暮らせる住まい・住環境整備に向けた取組を進めます。</p>	
前年度	186,361		
差引	1,039		
財本源年度 内訳の	国		45,360
	県		12,600
	市債	—	
	その他	3,600	
	一般財源	125,840	
<p>(1) 住宅施策推進事業 14,846 千円 (27: 19,277 千円) (差引 Δ 4,431 千円)</p> <p>国の住宅政策の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、横浜市の住宅施策の基本的な計画である横浜市住生活基本計画の見直しに向けた検討を行います。 また、27年度の住宅政策審議会の答申を受け、今後の市営住宅の供給に関する基本的な考え方をまとめるとともに、横浜市公営住宅等長寿命化計画を見直します。</p>			
<p>(2) 団地再生支援事業 20,700 千円 (27: 20,500 千円) (差引 200 千円)</p> <p>建物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けた住民主体の取組を、コーディネーターの派遣等により支援します。 また、課題が複合化し住民や民間事業者等による再生が難しく、他の団地のモデルとなりうる取組を進める大規模団地等について、関係者と連携を図りながら総合的な視点で再生に取り組めます。</p>			
<p>(3) マンション関連支援事業 4,340 千円 (27: 4,386 千円) (差引 Δ 46 千円)</p> <p>分譲マンションの良好な維持管理のため、マンション管理組合への専門家派遣や情報提供等により支援します。また、子育てにやさしいマンションの認定・普及に向けた取組等を行います。</p> <p style="padding-left: 40px;">地域子育て応援マンション 認定件数 2件 (27: 2件)</p>			
<p>(4) サービス付き高齢者向け住宅登録事業 2,691 千円 (27: 2,255 千円) (差引 436 千円)</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。</p> <p style="padding-left: 40px;">新規登録件数 30件 (27: 30件)</p>			

(5) 民間住宅関連支援事業

11,843 千円 (27: 15,060 千円)

(差引 △ 3,217 千円)

相談窓口の一元化を行い、これまで以上に幅広い相談に対応できるよう、民間住宅あんしん入居事業、高齢者住替促進事業、住宅リフォーム等支援事業の3つの事業を総合的に取扱い、民間賃貸住宅への円滑な入居等を促進します。

ア 民間住宅あんしん入居事業

連帯保証人を確保できないことが理由で民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者、外国人等を対象に、民間の保証会社を利用した家賃保証と、区役所等の既存福祉サービスによる居住支援を行います。

また、貸主が高齢者等へ賃貸する不安を軽減させ、制度利用の促進につなげるため、新たに緊急通報システムをモデル的に導入するなど、居住支援施策の充実を図ります。

イ 高齢者住替え促進事業

高齢者の円滑な住替えを支援するため、住宅施策と福祉施策の連携のもと、高齢者向け住宅や施設の情報など総合的な相談窓口を運営するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、市民利用施設等への出張相談を実施します。

ウ 住宅リフォーム等支援事業

住宅の防災化・バリアフリー化を図るため、これらの改修等に必要となる資金を市民が住宅金融支援機構などから融資を受ける際、利子補給を行います。

新規申込は平成20年度で終了しているため、21年度以降は交付決定済案件にかかる支払いを実施しています。

(6) 住まいに関する相談情報提供事業

7,400 千円 (27: 6,800 千円)

(差引 600 千円)

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談が受けられるよう、民間事業者の実施する相談拠点と連携し、また市民利用施設を活用して、住まいに関する情報提供や相談を実施します。

住宅の省エネルギー化に関する一定の知識を有する建築士等を省エネ住宅相談員として登録し、登録時の講習会や知識・技術向上のための研修会等を実施することにより、市民からの幅広い疑問に答えることができるコンシェルジュとして育成するなど、省エネ住宅の普及・啓発に努めます。

ア 住まいに関する相談・情報提供事業 (相談事業・民間事業者等連携) 4,220千円

イ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (省エネ住宅相談員登録制度の運営) 2,700千円

ウ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (人にやさしい住まいづくり体験館の活用) 480千円

(7) 住まいのエコリノベーション推進事業

39,000 千円 (27: 42,000 千円)

(差引 △ 3,000 千円)

既存住宅のエコリノベーション (省エネ改修) に対する補助やエコリノベーションの学びの場となるアカデミーなどの開催により、エネルギーを賢く利用する住まい・住まい方について、市民等に普及を図ります。また、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差を少なくするエコリノベーションに関する情報を積極的に発信し、市内企業の技術力向上につなげていきます。

(8) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 推進事業

20,000 千円 (27: 0 千円)

(差引 20,000 千円)

低炭素社会の実現に向け、高断熱な外皮及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅に対し、補助と普及啓発を実施します。

また、補助の要件にCASBEE横浜を連動させ、総合的に質の高い住宅を誘導します。

(9) 災害時対応住宅施策事業

7,000 千円 (27: 15,000 千円)

(差引 △ 8,000 千円)

大規模地震等が発生した場合に応急仮設住宅の供給を速やかに行うため、建設候補地のデータベースの更新・拡充を図ります。

また、震災復興期における住まいの復興を想定した、具体的な実務マニュアルを整備します。

(10) 被災者向け住宅家賃負担事業

12,600 千円 (27: 14,463 千円)

(差引 △ 1,863 千円)

横浜市住宅供給公社が東日本大震災による被災者の受入れのために提供している住宅について、被災県から供与期間延長の要請があったため、引き続き借上げます。

9	建築助成公社損失補償	<u>事業内容</u>
<p style="text-align: center;">限度額 60,310,000千円</p>		<p>横浜市建築助成公社が資金調達(借換え)のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。 (変更後の期間：平成28年度～平成43年度)</p>
<p>①団体の概要</p> <p><事業目的> 住宅建設資金を融資することにより、市民の住環境の向上及び災害の防止等に寄与することを目的とする。</p> <p><設立> 昭和27年10月1日</p> <p><基本金> 5,500千円 (内訳) 横浜市：3,000千円(55%)、神奈川県：2,000千円(36%)、 株横浜みなとみらい21：500千円(9%)</p> <p>②団体の経営状況 (平成26年度決算) 経常損益：1,292,317千円 当期損益：1,295,707千円 累積損益：26,002,443千円</p> <p>③損失補償を行う特別な理由・必要性 借入先金融機関が債権保全を目的に本市の損失補償を貸与条件としているため(借換え)。</p> <p>④対象債務の返済の見通しとその確実性 融資事業は黒字である。債権の着実な回収を進め、債権の健全性維持を図っている。</p> <p>⑤27年度損失補償限度額 85,900,000千円</p>		

